

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

平成28年

目 次

議案第 69 号	市道路線の廃止について	1
議案第 70 号	市道路線の認定について	14
議案第 71 号	工事請負契約の締結について	36
議案第 72 号	工事請負契約の締結について	40
議案第 73 号	工事請負契約の変更について	44
議案第 74 号	不動産の取得について	56
議案第 75 号	不動産の取得について	59
議案第 76 号	指定管理者の指定について	62
議案第 77 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について	63
議案第 78 号	鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第 79 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	66
議案第 80 号	鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案第 81 号	鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	79
議案第 82 号	鎌倉市中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第 83 号	鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	85
議案第 84 号	平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）	91
議案第 85 号	平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）	99
議案第 86 号	平成27年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	101
議案第 87 号	平成27年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業 特別会計補正予算（第1号）	107
議案第 88 号	平成27年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）	111
議案第 89 号	平成27年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	114
議案第 90 号	平成27年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号）	117

議案第 69 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成28年2月10日提出

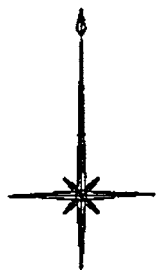
鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

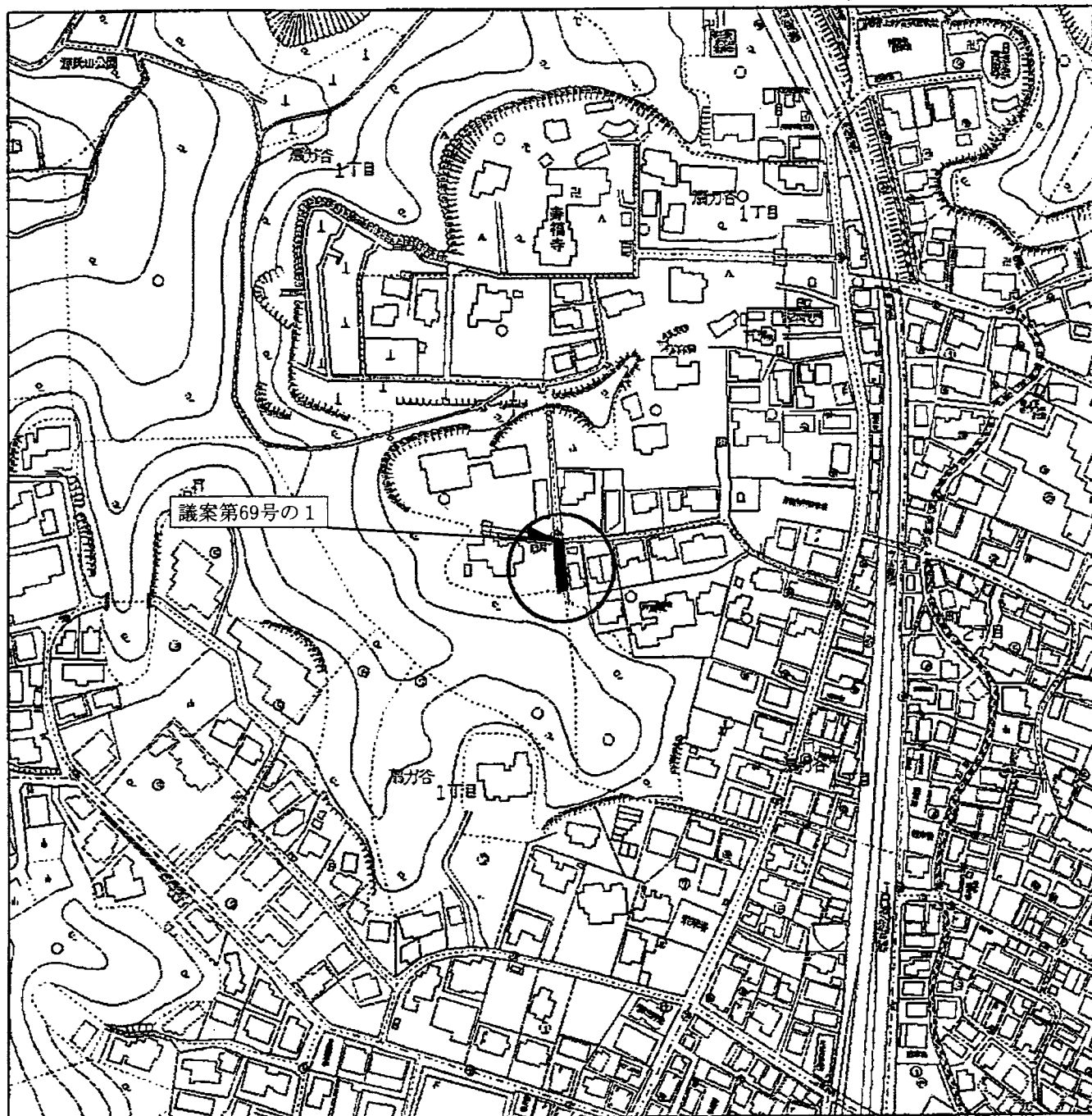
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	扇ガ谷 一丁目	152番	扇ガ谷 一丁目	145番4	1.90～2.25	21.61	44.95	9
2	関谷字 下坪	447番	関谷字 下坪	387番175	1.15～2.64	140.01	258.58	10
3	関谷字 下坪	438番1	関谷字 下坪	432番1	1.17～2.42	47.30	58.43	11
4	関谷字 下坪	432番4	関谷字 下坪	387番1	1.21～1.66	28.80	35.96	12
5	関谷字 下坪	424番2	関谷字 下坪	387番146	1.18～1.85	62.20	104.11	13
6	大船字 之前	1929番2	大船字 之前	1924番3	0.61～1.88	24.79	21.64	14

案内図

図面番号 9

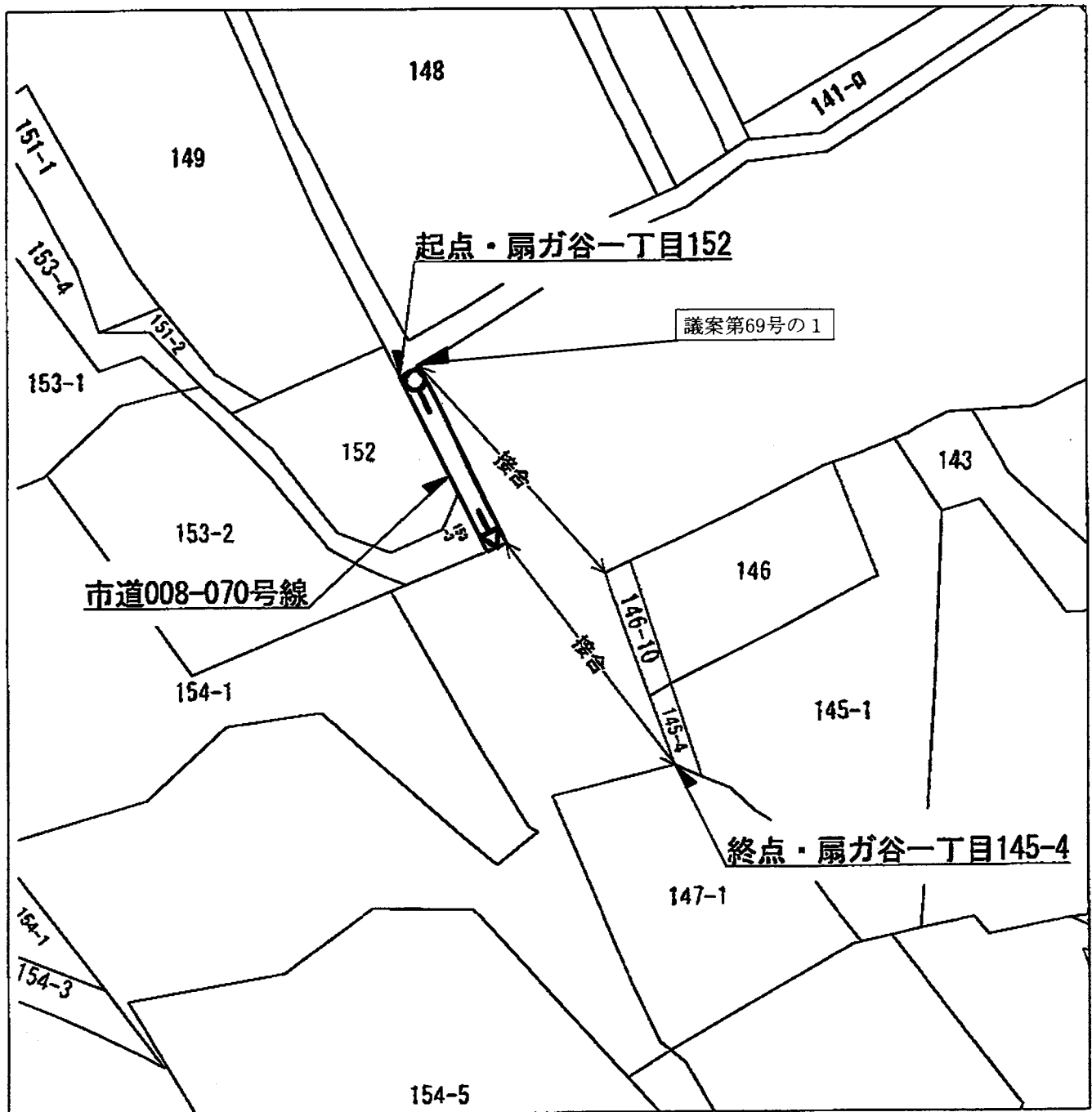
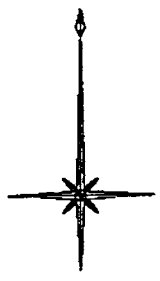


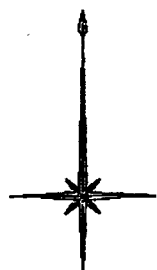
凡例 ■■■■■ 廃止箇所



公図写

図面番号 9

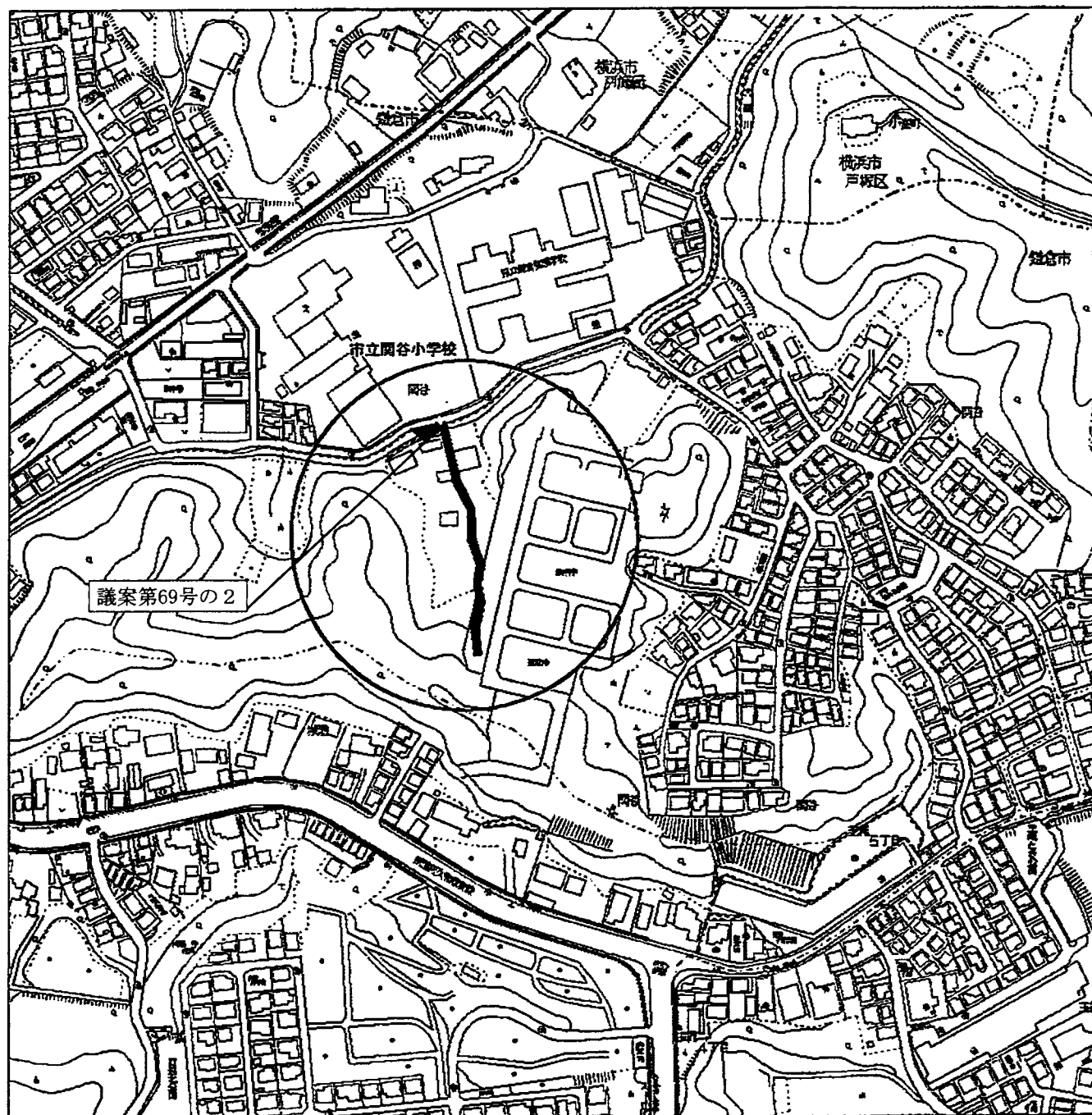




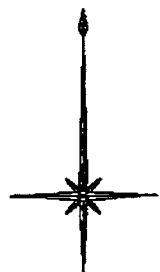
凡例 ■■■■■ 廃止箇所

案内図

図面番号10



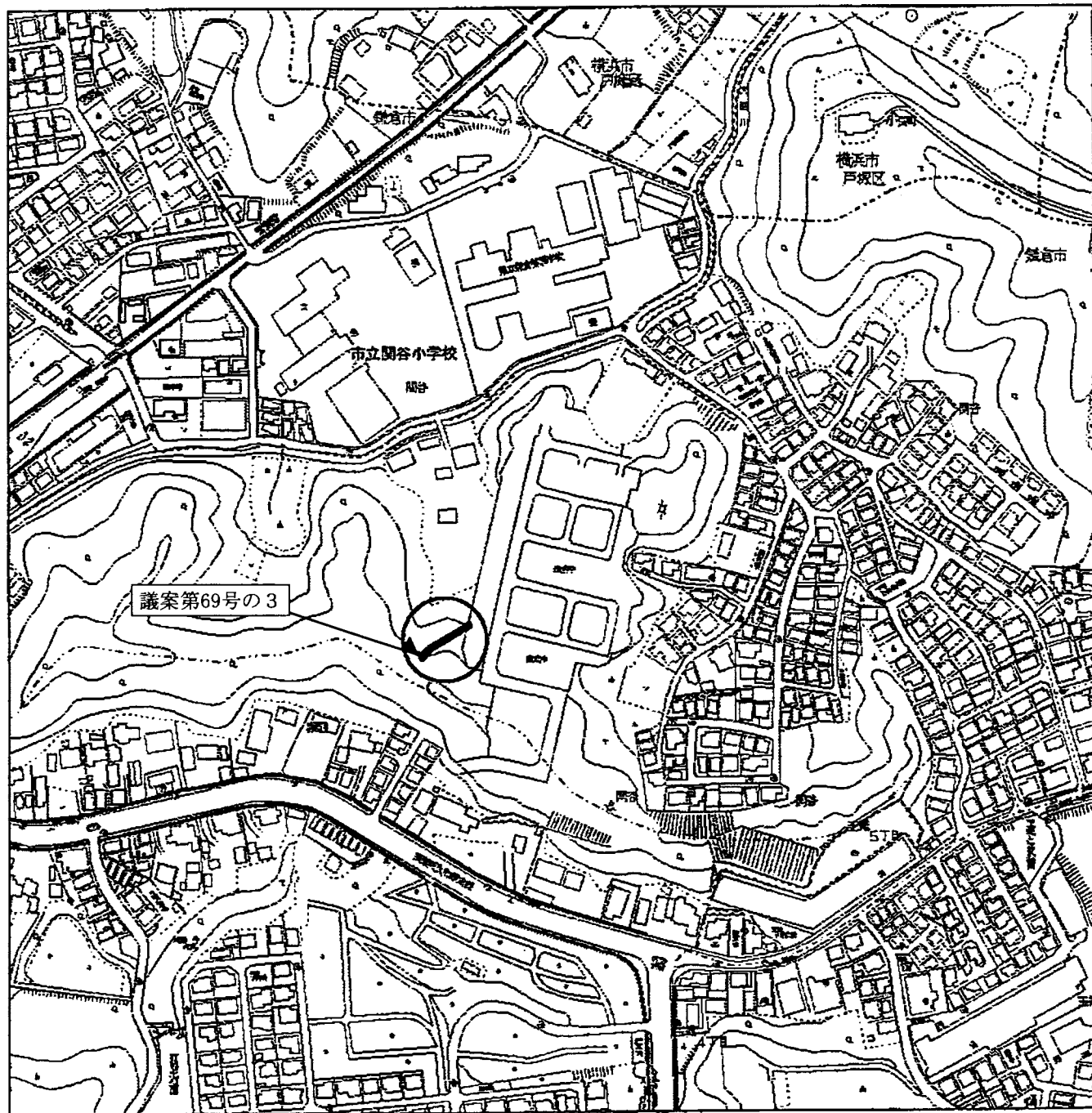


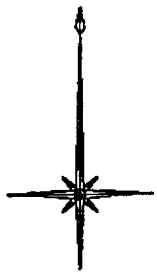


凡例 ■■■■■ 廃止箇所

案内図

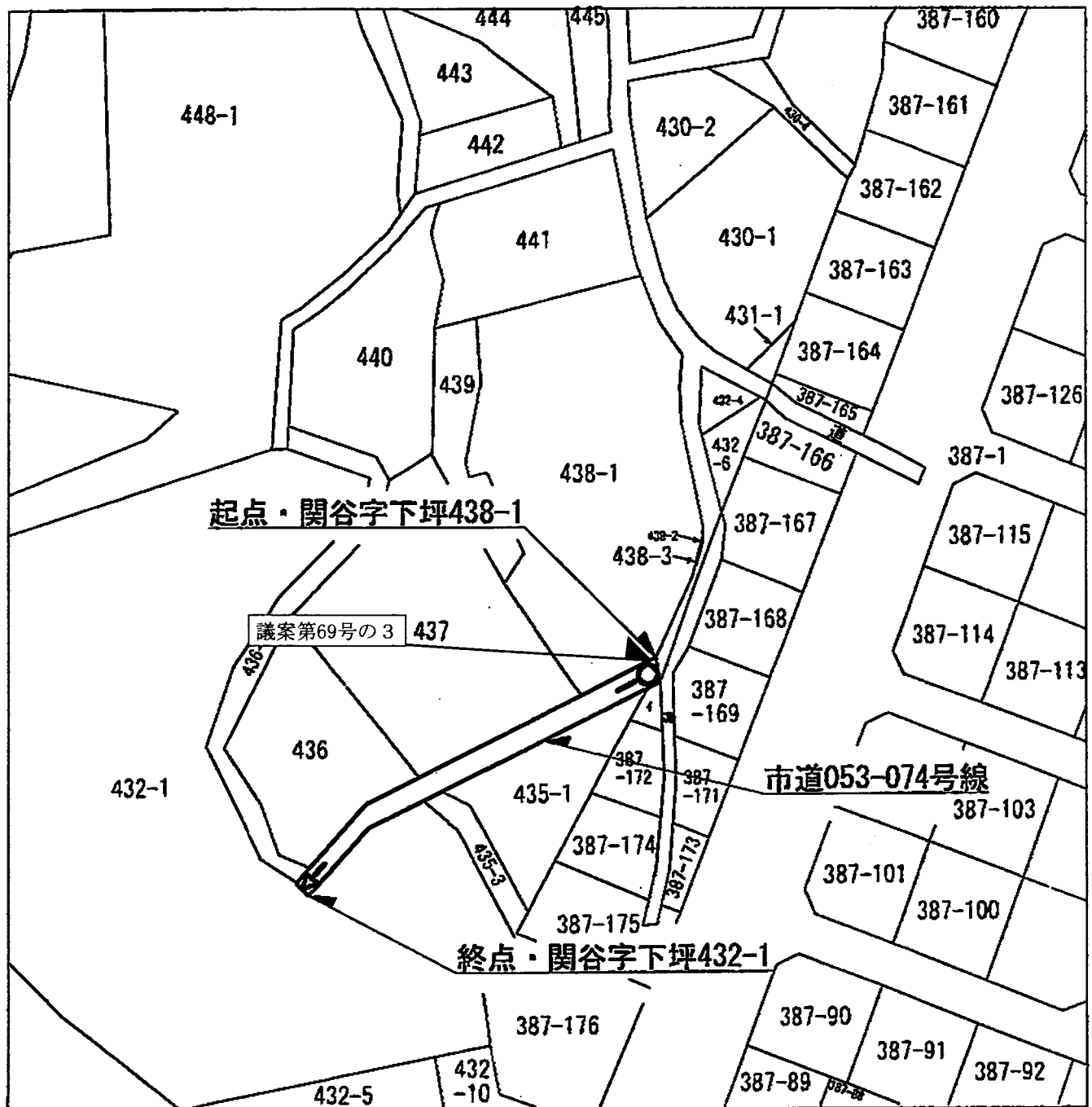
図面番号11

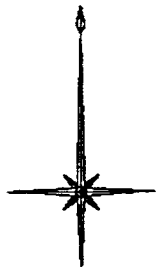




公図写

図面番号11

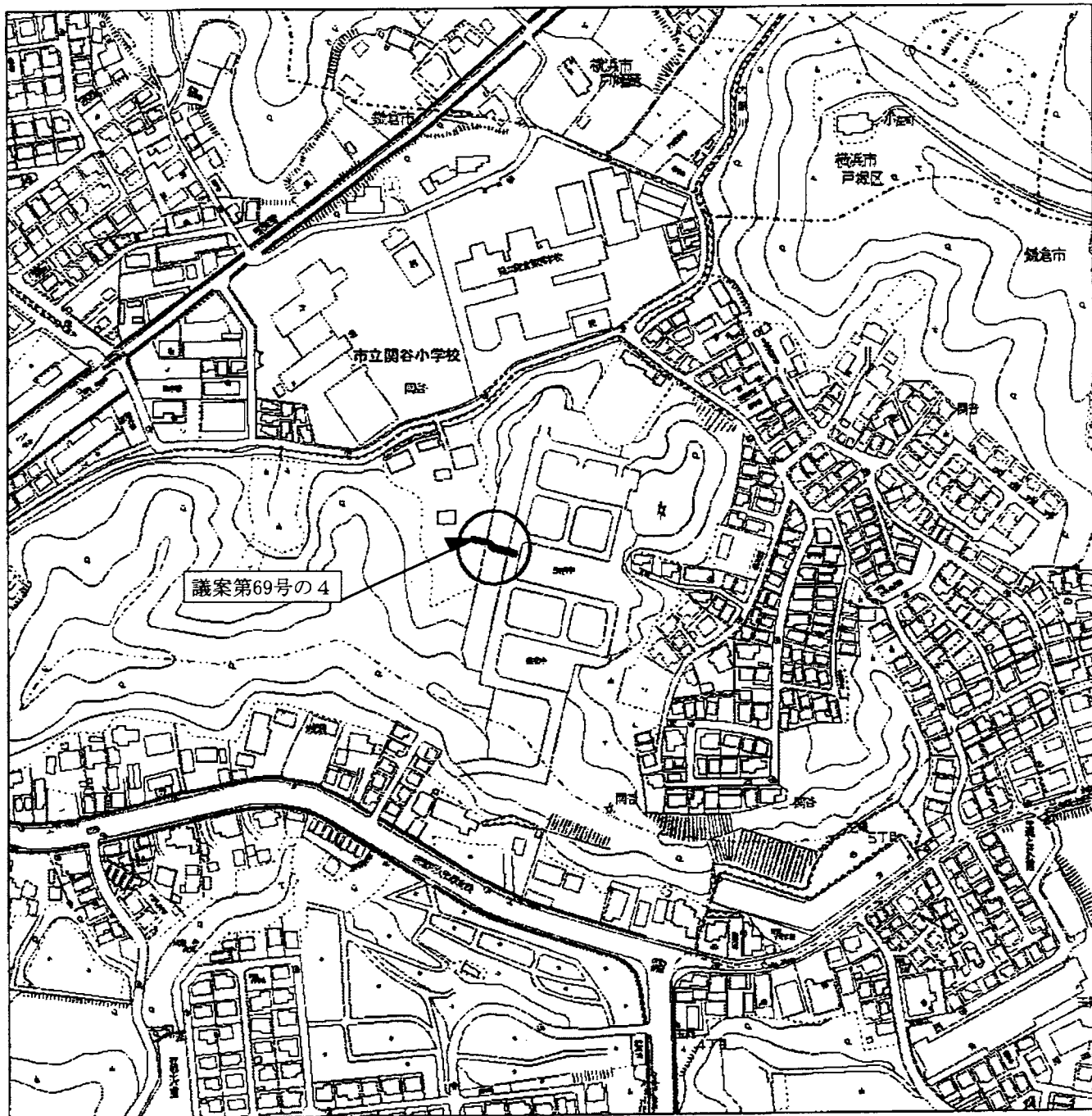


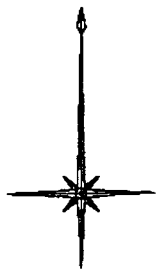


凡例 ■■■■■ 廃止箇所

案内図

図面番号12





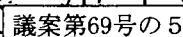
公図写

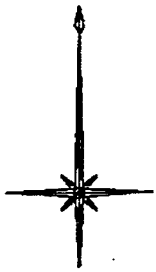
図面番号12





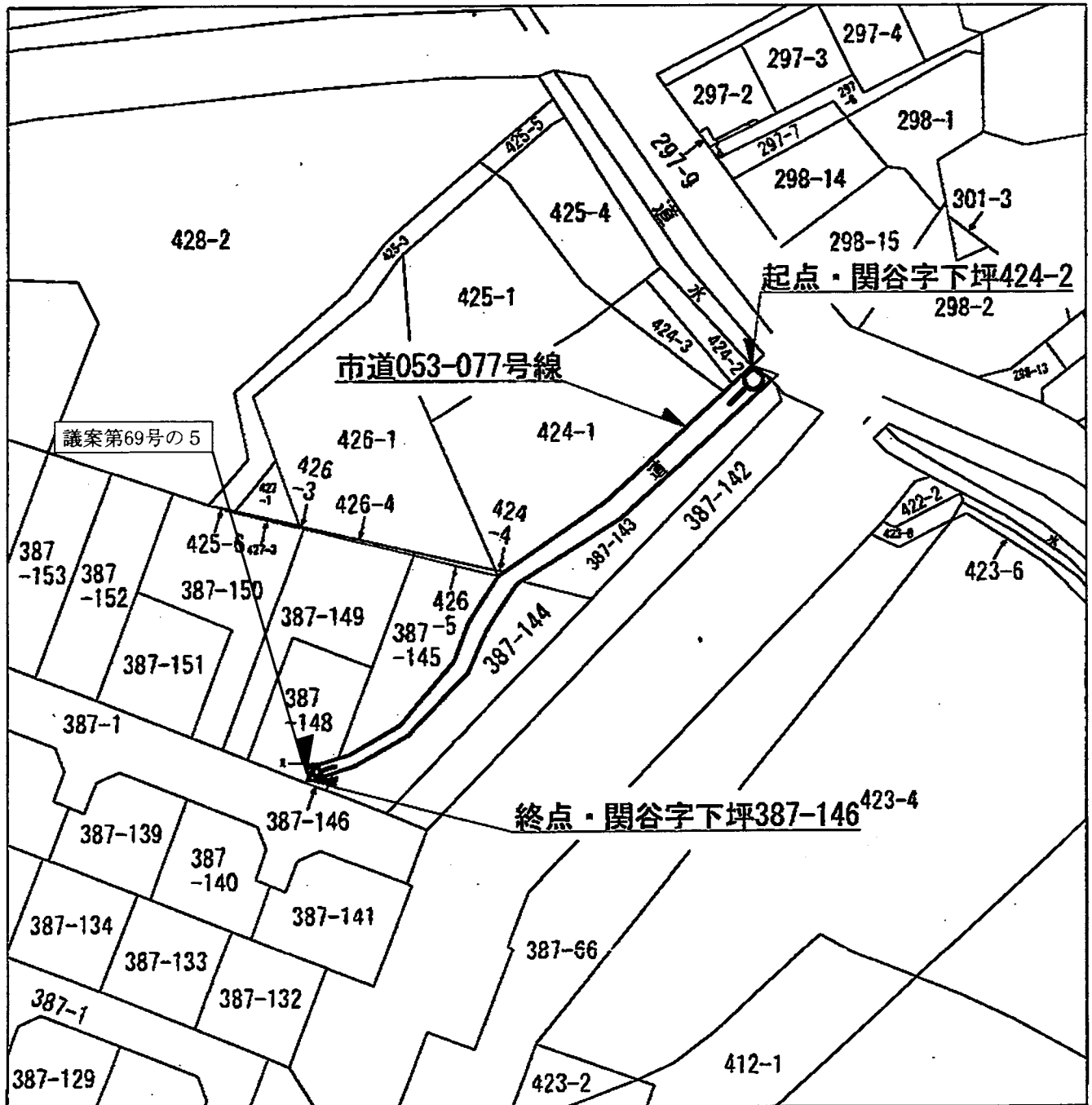
案内図
図面番号13

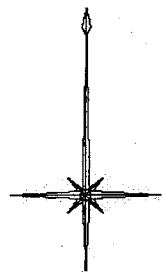




公図写

図面番号13





凡例  廃止箇所

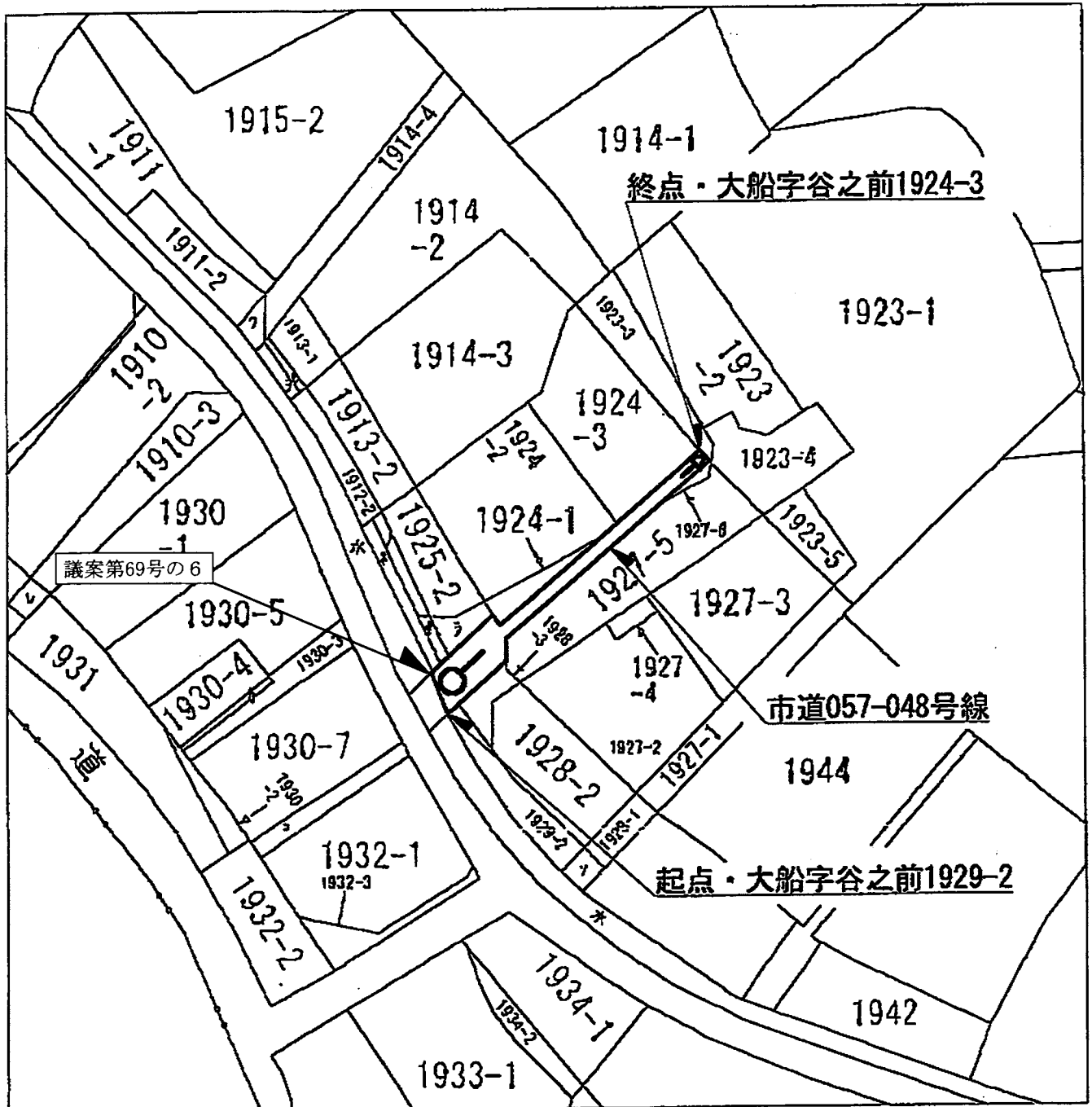
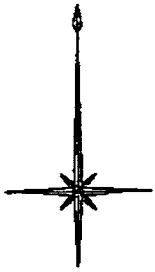
案内図

図面番号14



公図写

図面番号14



議案第 70 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成28年 2 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

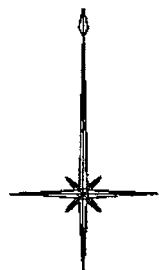
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	腰 越 三 丁 目	8番13	腰 越 三 丁 目	8番11	4.50～9.60	19.90	125.30	9
2	津 川 字 間	679番2	津 川 字 間	676番7	4.50～7.59	26.12	153.74	10
3	十二所字 積 善	962番16	十二所字 明 石 谷	940番35	5.00～7.13	27.86	170.25	11
4	城 廻 字 打 越	36番1	関 谷 字 下 坪	387番66	6.01～14.44	428.62	3499.85	12
5	関 谷 字 下 坪	387番90	関 谷 字 下 坪	387番102	5.00～9.27	164.34	842.67	13
6	関 谷 字 下 坪	387番115	関 谷 字 下 坪	387番127	5.00～9.28	140.36	722.43	14
7	関 谷 字 下 坪	387番98	関 谷 字 下 坪	387番104	4.50～8.80	25.00	121.85	15

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
8	関 谷 字 下 坪	387番124	関 谷 字 下 坪	387番128	4.50～8.79	24.99	121.75	16
9	関 谷 字 下 坪	447番	関 谷 字 下 坪	432番6	1.76～2.64	80.41	170.81	17
10	大 船 字 谷 之 前	1928番2	大 船 字 谷 之 前	1923番1	5.00～9.40	32.71	197.66	18

案内図

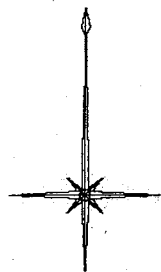
図面番号 9

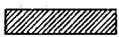


凡例  認定箇所





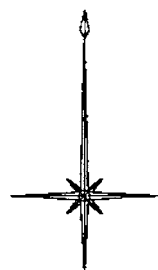


凡例  認定箇所

案内図

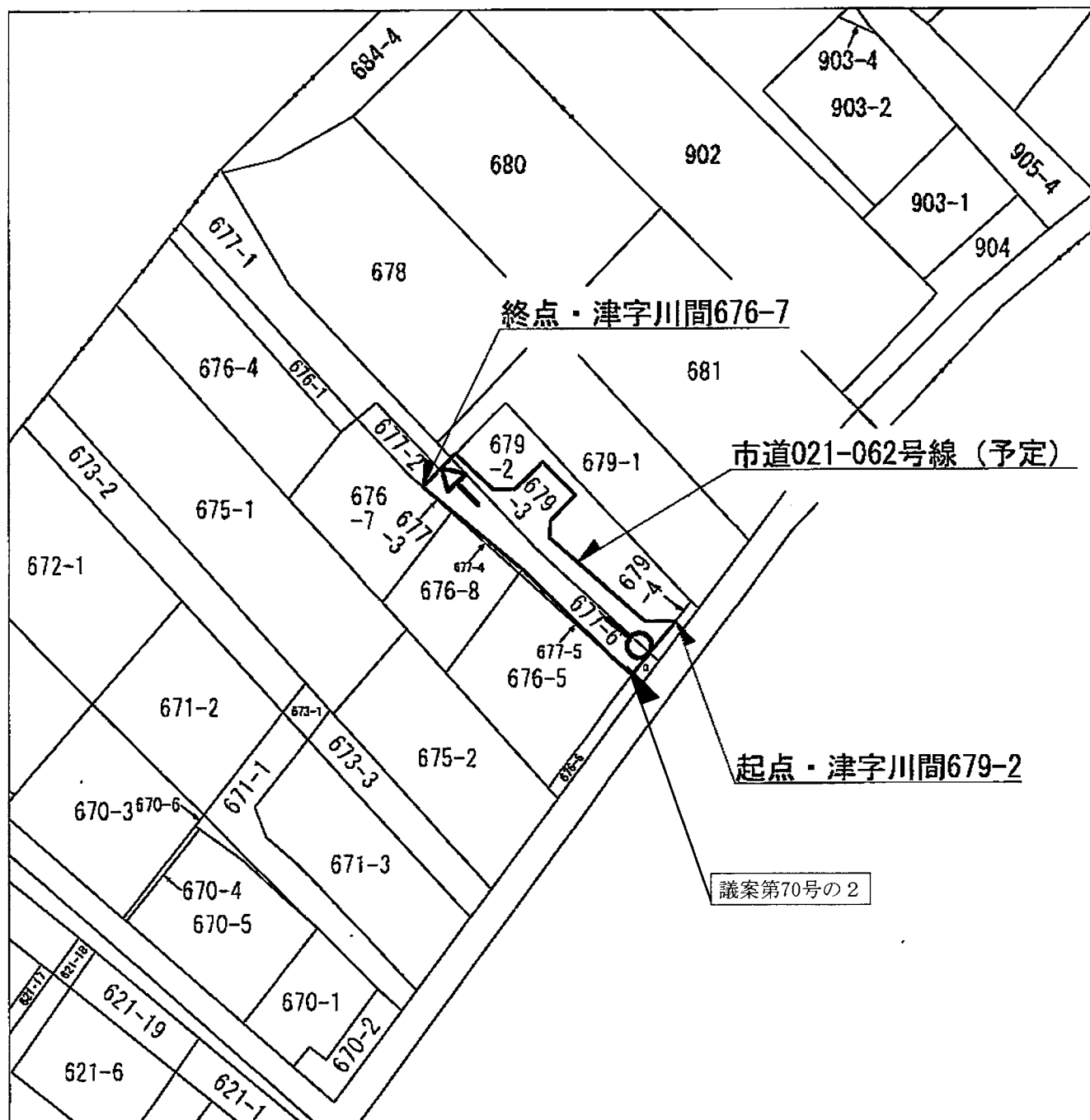
図面番号10

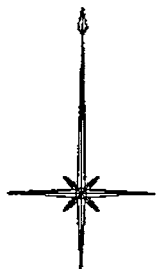




公図写

図面番号10



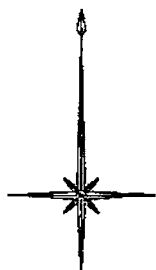


凡例  認定箇所

案内図

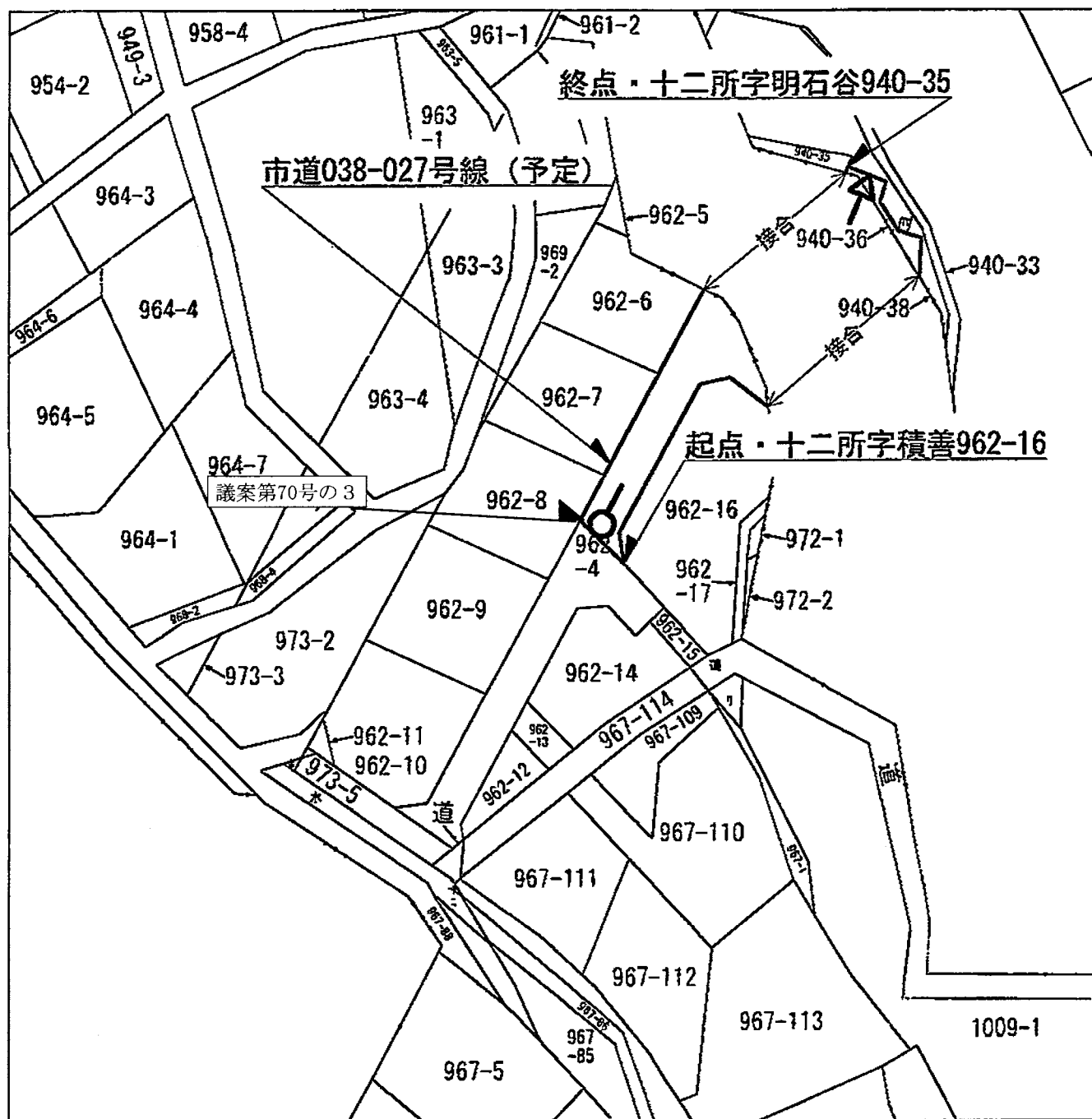
図面番号11

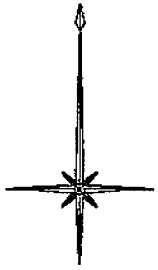




公図写

図面番号11

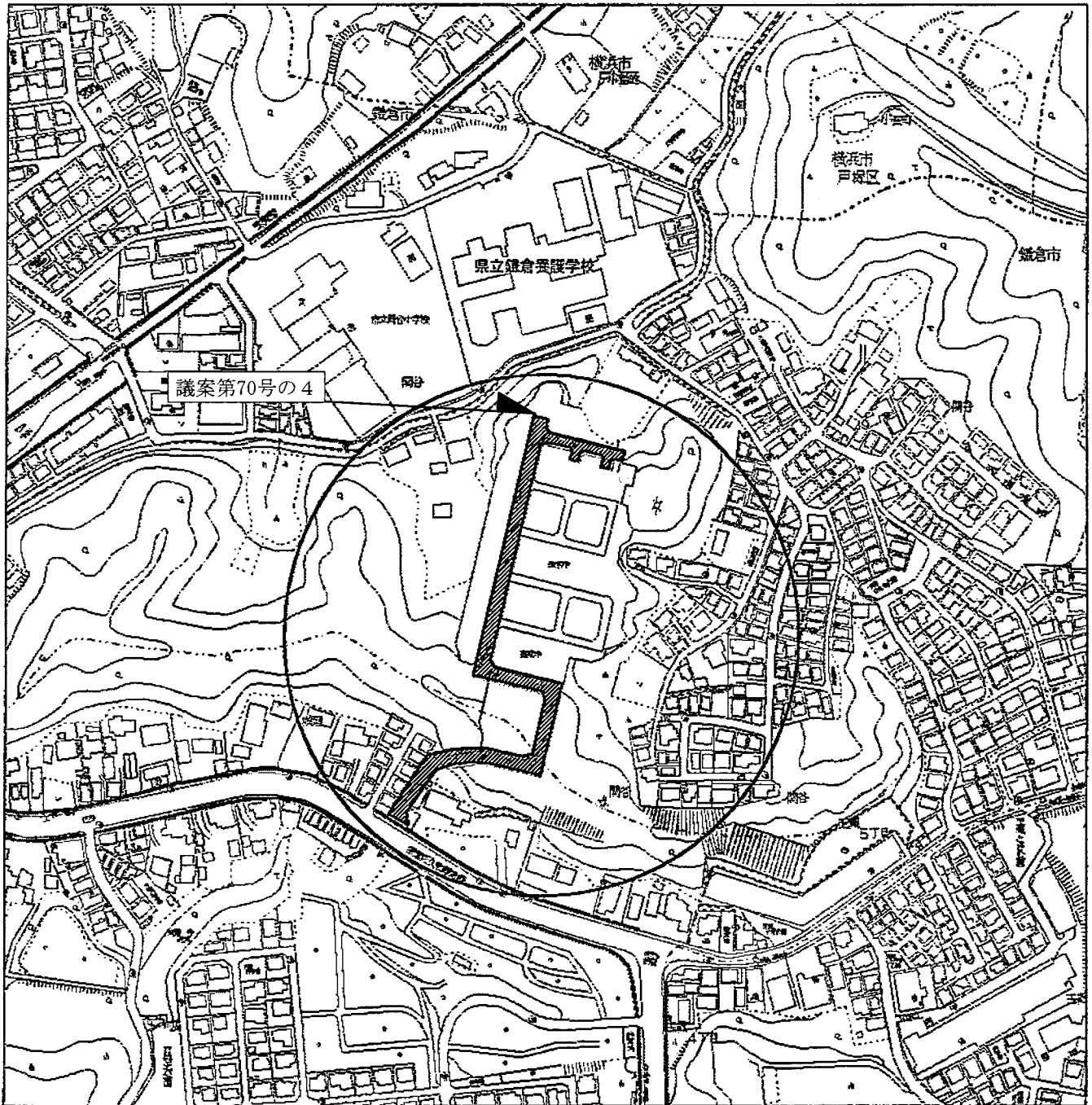


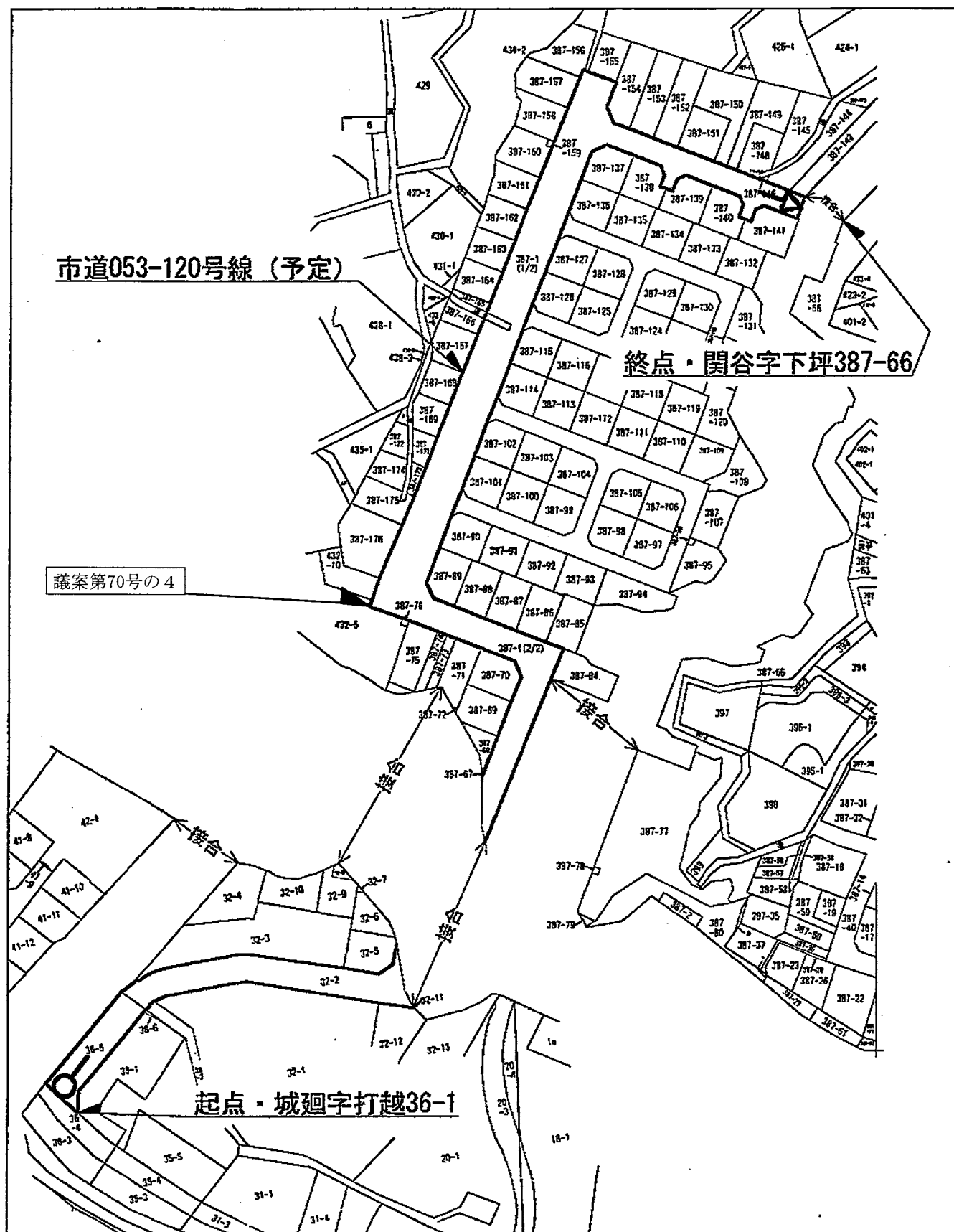


凡例  認定箇所

案内図

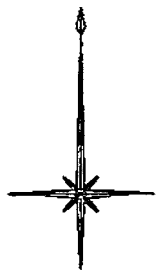
図面番号12







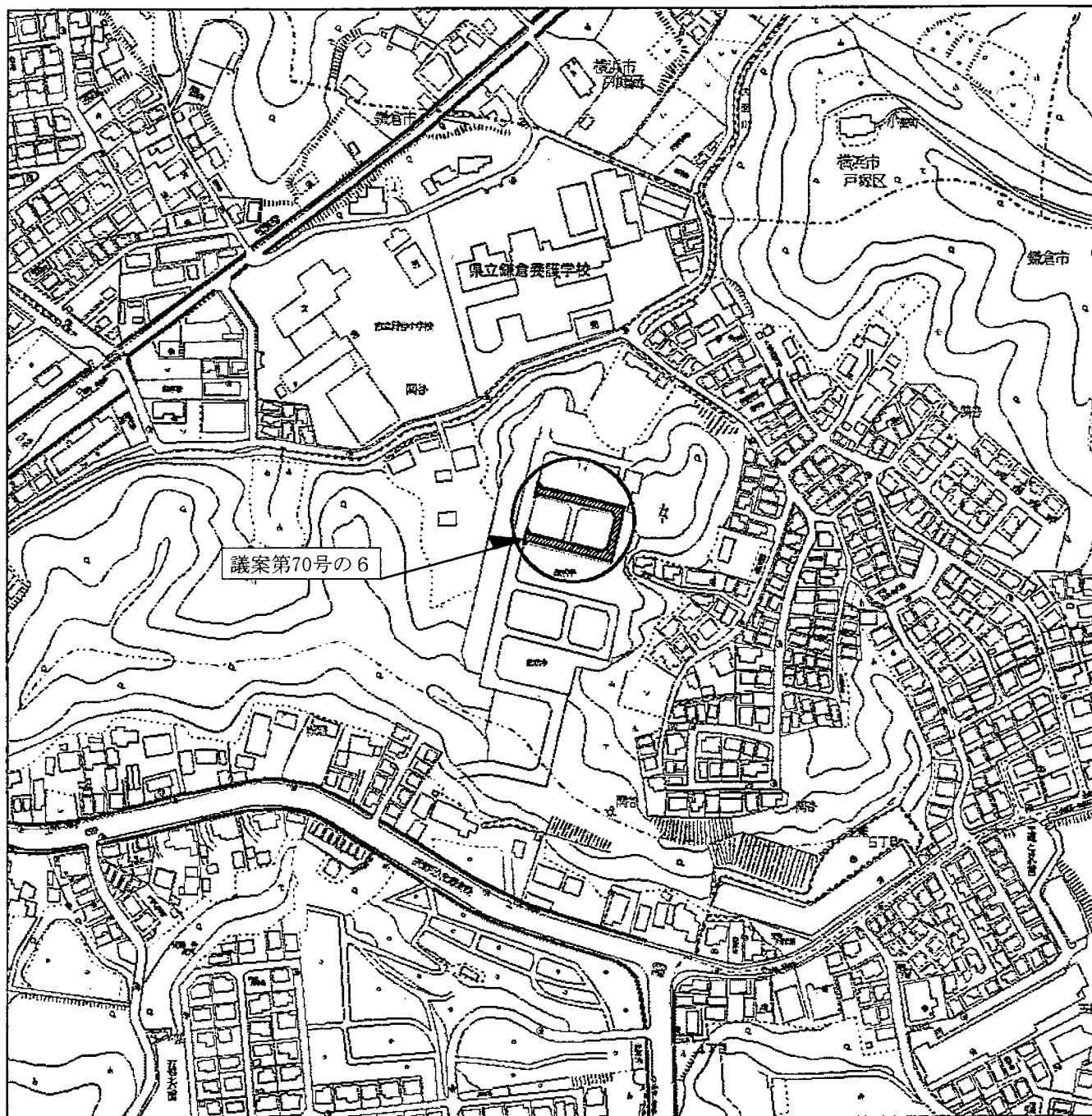




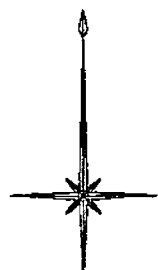
凡例  認定箇所

案内図

図面番号14



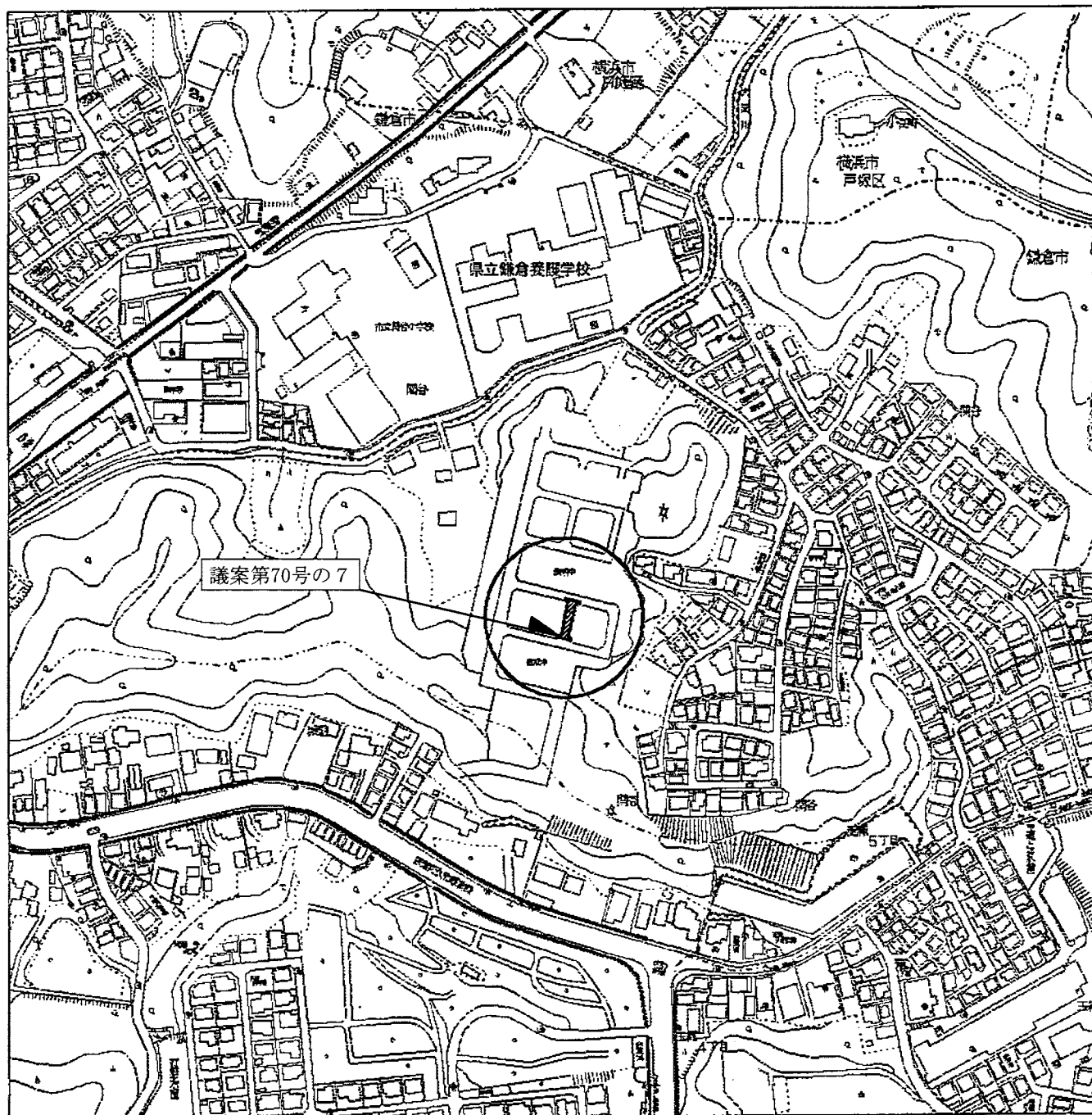


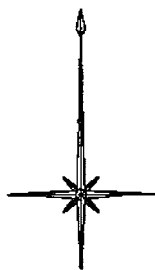


凡例  認定箇所

案内図

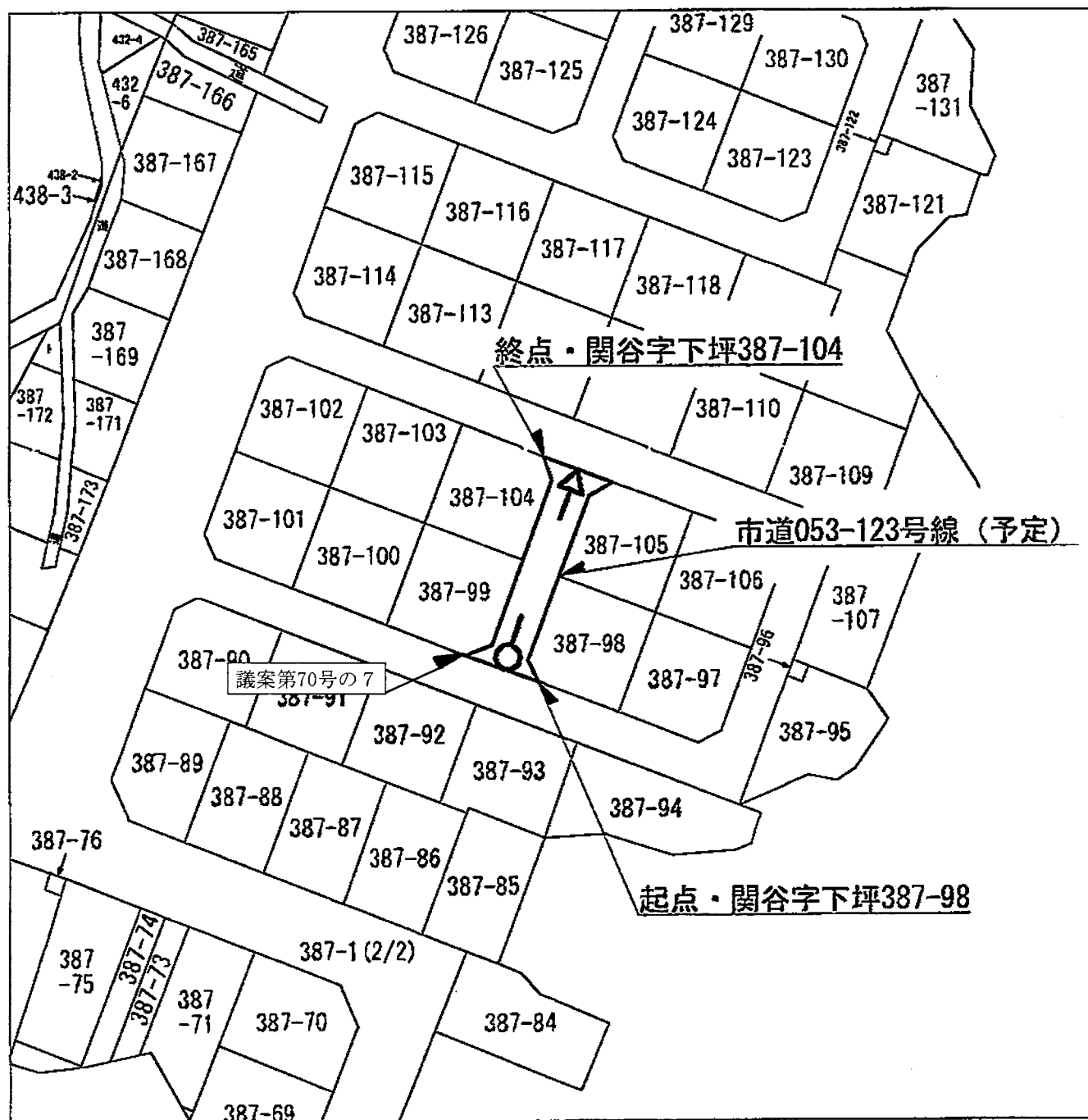
図面番号15

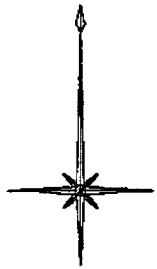




公図写

図面番号15

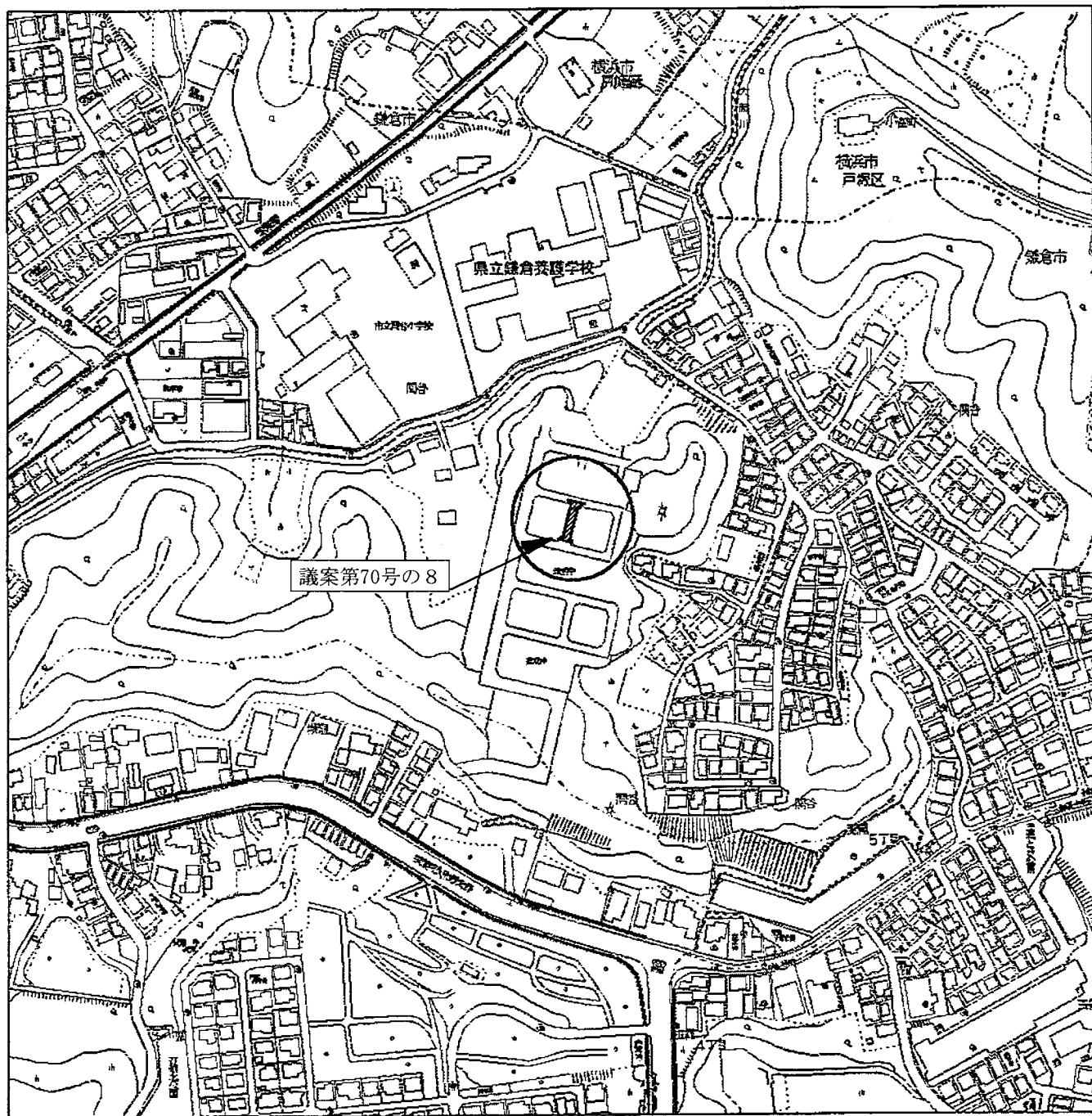




凡例  認定箇所

案内図

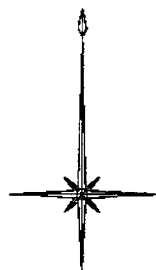
図面番号16



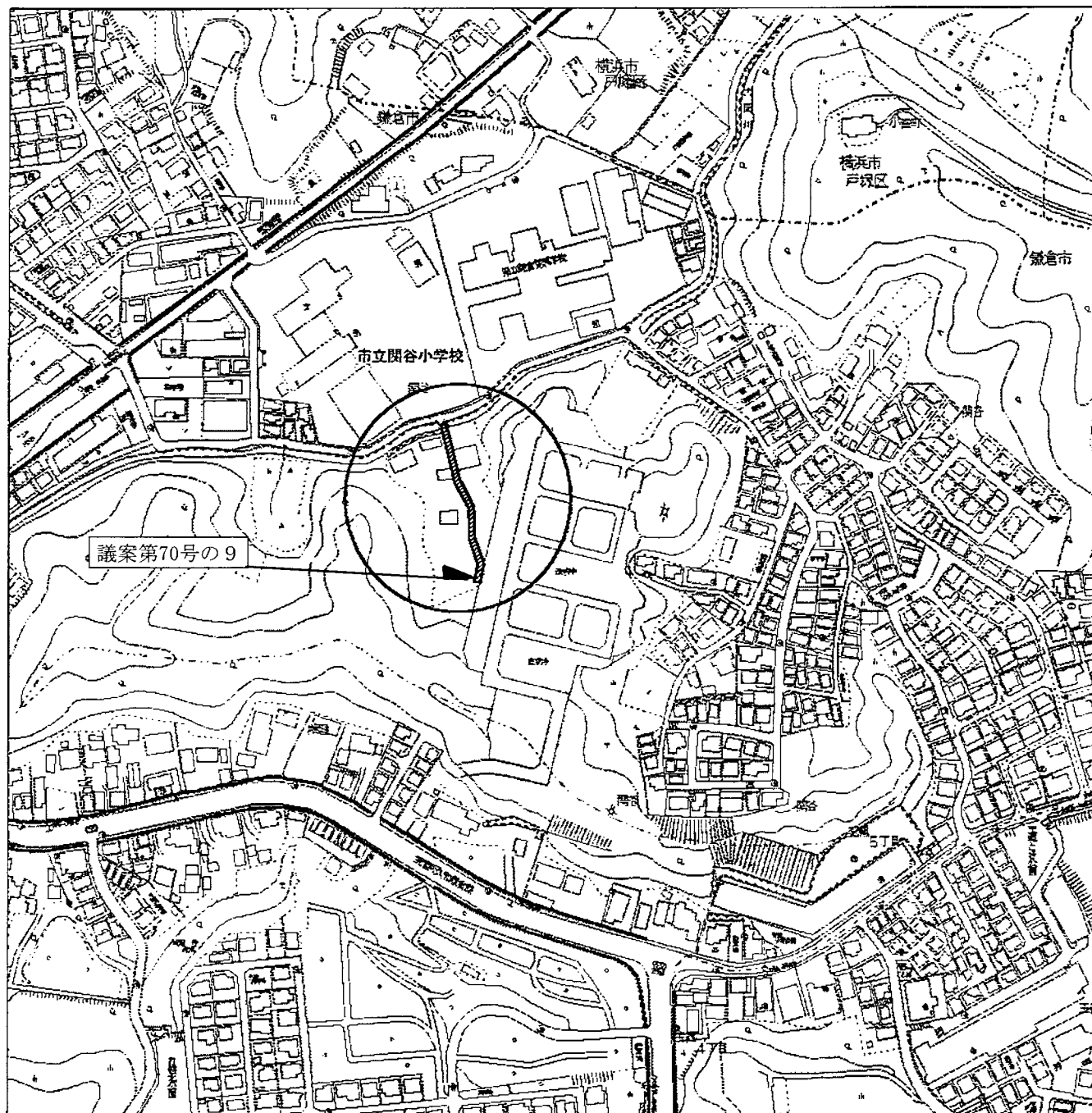


案内図

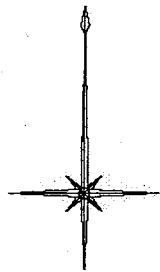
図面番号17



凡例  認定箇所







凡例  認定箇所

案内図

図面番号18





議案第 71 号

工事請負契約の締結について

本市は、腰越地域老人福祉センター新築工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 称 | 腰越地域老人福祉センター新築工事 |
| 2 | 工事施行位置 | 鎌倉市津西一丁目883番1の一部外 |
| 3 | 契 約 金 額 | 235,440,000円 |
| 4 | 請 負 契 約 者 | 秦野市松原町2番5号
株式会社関野建設
代表取締役 関 野 義 一 |

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	腰越地域老人福祉センター新築工事											
工 事 場 所	鎌倉市津西一丁目883番1の一部外											
請 負 代 金 額			¥	2	3	5	4	4	0	0	0	0
	うち取引に係る 消 費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額			¥	1	7	4	4	0	0	0	0
解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	別紙1及び別紙2のとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による（金銭的履行保証）											
か し 担 保 期 間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間											
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。												

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社関野建設」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 27 年 12 月 11 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ⑩

受注者 秦野市松原町2-5
株式会社関野建設
代表取締役 関 野 義 一 ⑩

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	造成等の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙2のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

370,000 円 (税込)

(受注者の見積金額)

別紙2

特 定 建 設 資 材 廃 棄 物 の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地
アスファルト・コンクリート	露木建設工業株式会社	厚木市山際1728-432
アスファルト・コンクリート	有限会社森環境開発	秦野市三屋118-1
木材	株式会社田中工務店 神奈川資源リサイクルセンター	綾瀬市吉岡東2-148-7
木材	株式会社駿河サービス工業	松田町松田惣領字笹淵2655-1
コンクリート	露木建設工業株式会社	厚木市山際1728-432
コンクリート	有限会社森環境開発	秦野市三屋118-1

※ 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

議案第 72 号

工事請負契約の締結について

本市は、（仮称）鎌倉歴史文化交流センター改修工事について、随意契約の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年 2 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 （仮称）鎌倉歴史文化交流センター改修工事
- 2 工事施行位置 鎌倉市扇ガ谷一丁目5番1号 外
- 3 契 約 金 額 418,910,400円
- 4 請 負 契 約 者 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目23番地2
 T S プラザビルディング7階
 株式会社大林組横浜支店
 支店長 笹 川 淳

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	(仮称) 鎌倉歴史文化交流センター改修工事												
工 事 場 所	鎌倉市扇ガ谷一丁目 5 番 1 号 外												
請 負 代 金 額				¥	4	1	8	9	1	0	4	0	0
	うち取引に係る 消 費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額				¥	3	1	0	3	0	4	0	0.
解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	別紙 1 及び別紙 2 のとおり												
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第 4 条による（金銭的履行保証）												
か し 担 保 期 間	完成引渡しの日から起算して 1 年 間												
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の 4 若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社大林組横浜支店」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自 1 通を保有します。

平成 28 年 1 月 29 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ⑩

受注者 横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23 番地 2
T S プラザビルディング 7 階
株式会社大林組横浜支店
支店長 笹 川 淳 ⑩

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

- 2 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

14,000,000 円 (税込)

- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙2のとおり

- 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

3,900,000 円 (税込)

別紙 2

[illegible]

※ 請負者が選択した施設を記載する。(品目ごとに複数記入可)

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

議案第 73 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成26年12月定例会議案第78号及び平成27年9月定例会議案第23号をもって議決された鎌倉市立大船中学校改築工事について、次のとおり変更するものとする。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (1) 当初の契約金額 | 3,633,120,000円 |
| (2) 平成27年9月定例会
議決後の契約金額 | 3,659,698,800円 |
| (3) 変更による増額分 | 29,980,800円 |
| (4) 変更後の契約金額 | 3,689,679,600円 |

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市立大船中学校改築工事											
工 事 場 所	鎌倉市大船四丁目 1 番 25 号											
請 負 代 金 額	■増額			¥	2	9	9	8	0	8	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額			¥	2	2	2	0	8	0	0
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。											
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。												

平成26年12月24日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 28 年 1 月 29 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ⑩

受注者 横浜市中区不老町二丁目9番2号
鉄建建設株式会社 横浜支店
支店長 竹之内 一 ⑩

「参 考」

(平成 27 年 8 月 19 日付け締結仮契約書)

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市立大船中学校改築工事											
工 事 場 所	鎌倉市大船四丁目 1 番 25 号											
請 負 代 金 額	■増額			¥	2	6	5	7	8	8	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額			¥	1	9	6	8	8	0	0
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。											
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。												

平成26年12月24日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 27 年 8 月 19 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ⑩

受注者 横浜市中区不老町二丁目9番2号
鉄建建設株式会社 横浜支店
支店長 竹之内 一 ⑩

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 1230 号
平成 27 年 11 月 6 日

横浜市中区不老町二丁目 9 番 2 号
鉄建建設株式会社横浜支店
支店長 竹之内 一 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	鎌倉市立大船中学校改築工事 (仮契約締結日 平成 27 年 8 月 19 日)
議 決 年 月 日	平成 27 年 10 月 30 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 27 年 10 月 30 日
工 期	平成 26 年 12 月 24 日から 平成 28 年 6 月 26 日まで
注 意 事 項	請負代金額 (増額分) ￥26,578,800 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	鎌倉市工事請負契約約款第 40 条第 3 条に基づき、同条第 1 項及び第 2 項における別表 1 及び別表 2 を別添のとおり変更します。

別表 1 （第40条関係）

支払限度額	
平成26年度	50,000,000 円
平成27年度	3,110,743,980 円
平成28年度	498,954,820 円

別表 2 （第40条関係）

出来高予定額	
平成26年度	50,000,000 円
平成27年度	3,110,743,980 円
平成28年度	498,954,820 円

「参 考」
(原契約書)

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市立大船中学校改築工事												
工 事 場 所	鎌倉市大船四丁目1番25号												
請 負 代 金 額			¥	3	6	3	3	1	2	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額			¥	2	6	9	1	2	0	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙1から別紙3までのとおり												
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）												
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 3 年 間												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「鉄建建設株式会社横浜支店」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成26年12月2日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ㊟

受注者 横浜市中区不老町二丁目9番2号
鉄建建設株式会社 横浜支店
支店長 竹之内 一 ㊟

解体工事に要する費用等

(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 (安全対策のため)
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤その他 (外構)	その他の取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

39,312,000 円 (税込)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙4のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

4,411,800 円 (税込)

解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容及 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

なし

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙4のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

299,160 円 (税込)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙4のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

88,128 円(税込)

(受注者の見積金額)

特 定 建 設 資 材 廃 棄 物 の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート塊	(株) IWD 神奈川工場	海老名市杉久保北 5-29-1
コンクリート塊	前田道路(株) 横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1555
コンクリート塊	前田道路(株) 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13
コンクリート塊	大成ロテック(株) 相模アスコン	横浜市瀬谷区北町20-13
コンクリート塊	相模開発(株)	高座郡寒川町田端1577
コンクリート塊	(協) 藤沢市建設資源リサイクルセンター	藤沢市土棚 1-1
コンクリート塊	(株) NIPPON コーポレーション	横浜市磯子区新磯子町27-1
コンクリート・アスファルト塊	(株) IWD 神奈川工場	海老名市杉久保北 5-29-1
コンクリート・アスファルト塊	前田道路(株) 横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1555
コンクリート・アスファルト塊	前田道路(株) 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13
コンクリート・アスファルト塊	大成ロテック(株) 相模アスコン	横浜市瀬谷区北町20-13
コンクリート・アスファルト塊	相模開発(株)	高座郡寒川町田端1577
コンクリート・アスファルト塊	(協) 藤沢市建設資源リサイクルセンター	藤沢市土棚 1-1
コンクリート・アスファルト塊	(株) NIPPON コーポレーション	横浜市磯子区新磯子町27-1
建設発生木材	(株) IWD 神奈川工場	海老名市杉久保北 5-29-1
建設発生木材	木材開発(株)	川崎市川崎区水江町 4-4

※ 請負者が選択した施設を記載する。(品目ごとに複数記入可)

※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 1265 号
平成 26 年 12 月 26 日

横浜市中区不老町二丁目 9 番 2 号
鉄建建設株式会社横浜支店
支店長 竹之内 一 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	鎌倉市立大船中学校改築工事 (仮契約締結日 平成 26 年 12 月 2 日)
議 決 年 月 日	平成 26 年 12 月 24 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 26 年 12 月 24 日
工 期	平成 26 年 12 月 24 日から 平成 28 年 6 月 26 日まで
注 意 事 項	請負代金額 ￥3,633,120,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工 事 場 所 鎌倉市大船四丁目 1 番 25 号
	鎌倉市工事請負契約約款第 40 条における別表 1 及び 別表 2 は、別添のとおりとします。

別表 1（第40条関係）

支払限度額	
平成26年度	1 8 1, 6 5 6, 0 0 0 円
平成27年度	3, 0 8 8, 1 5 2, 0 0 0 円
平成28年度	3 6 3, 3 1 2, 0 0 0 円

別表 2（第40条関係）

出来高予定額	
平成26年度	1 8 1, 6 5 6, 0 0 0 円
平成27年度	3, 0 8 8, 1 5 2, 0 0 0 円
平成28年度	3 6 3, 3 1 2, 0 0 0 円

議案第 74 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成28年2月10日提出

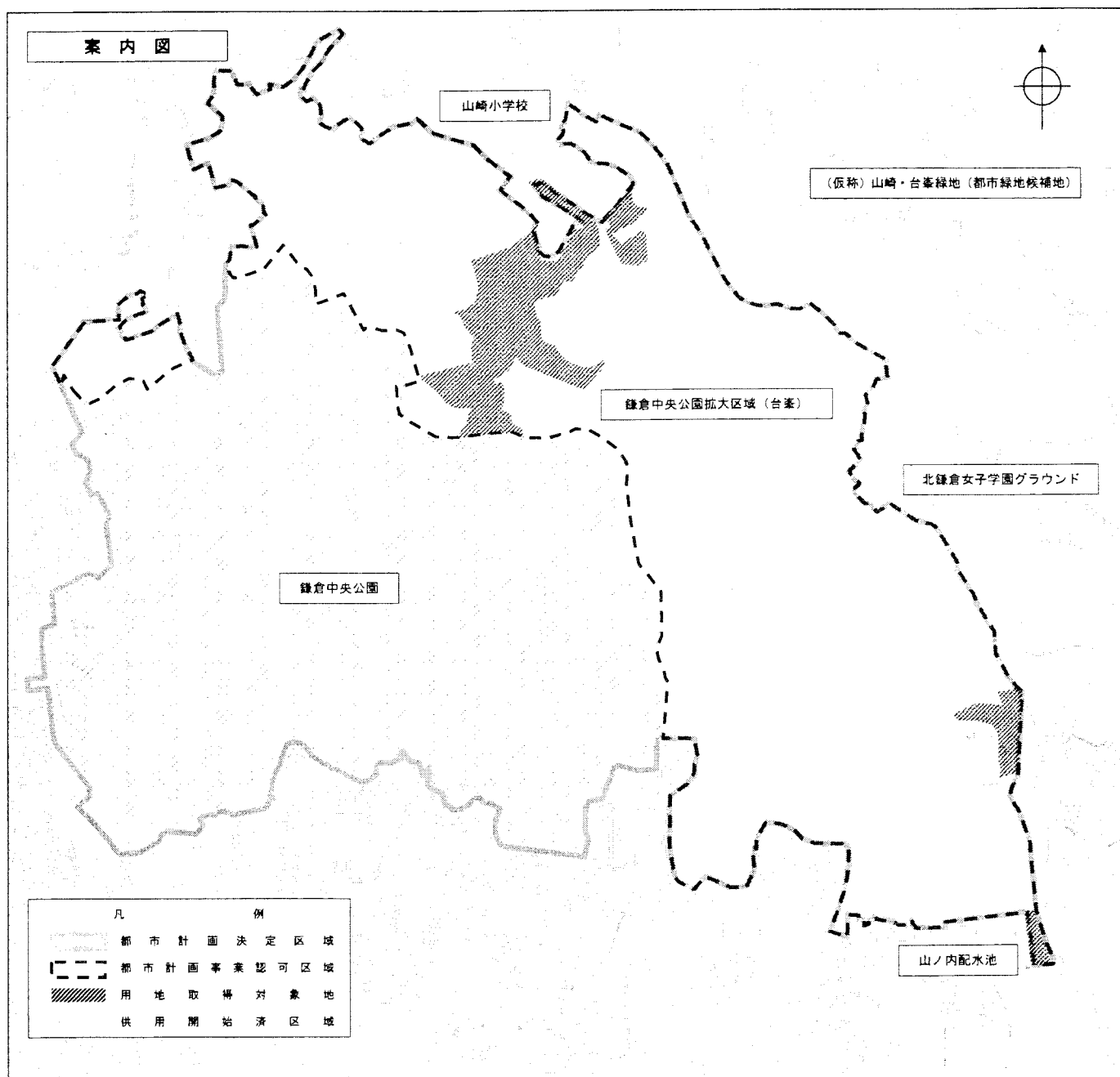
鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市梶原三丁目2813番2外18筆	宅地外	23,088.63㎡ (約6,984.3坪)	23,088.63㎡ (約6,984.3坪)

2 取得価格 487,170,093円

3 所有者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市土地開発公社





議案第 75 号

不 動 産 の 取 得 に つ い て

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成28年 2 月 10日 提出

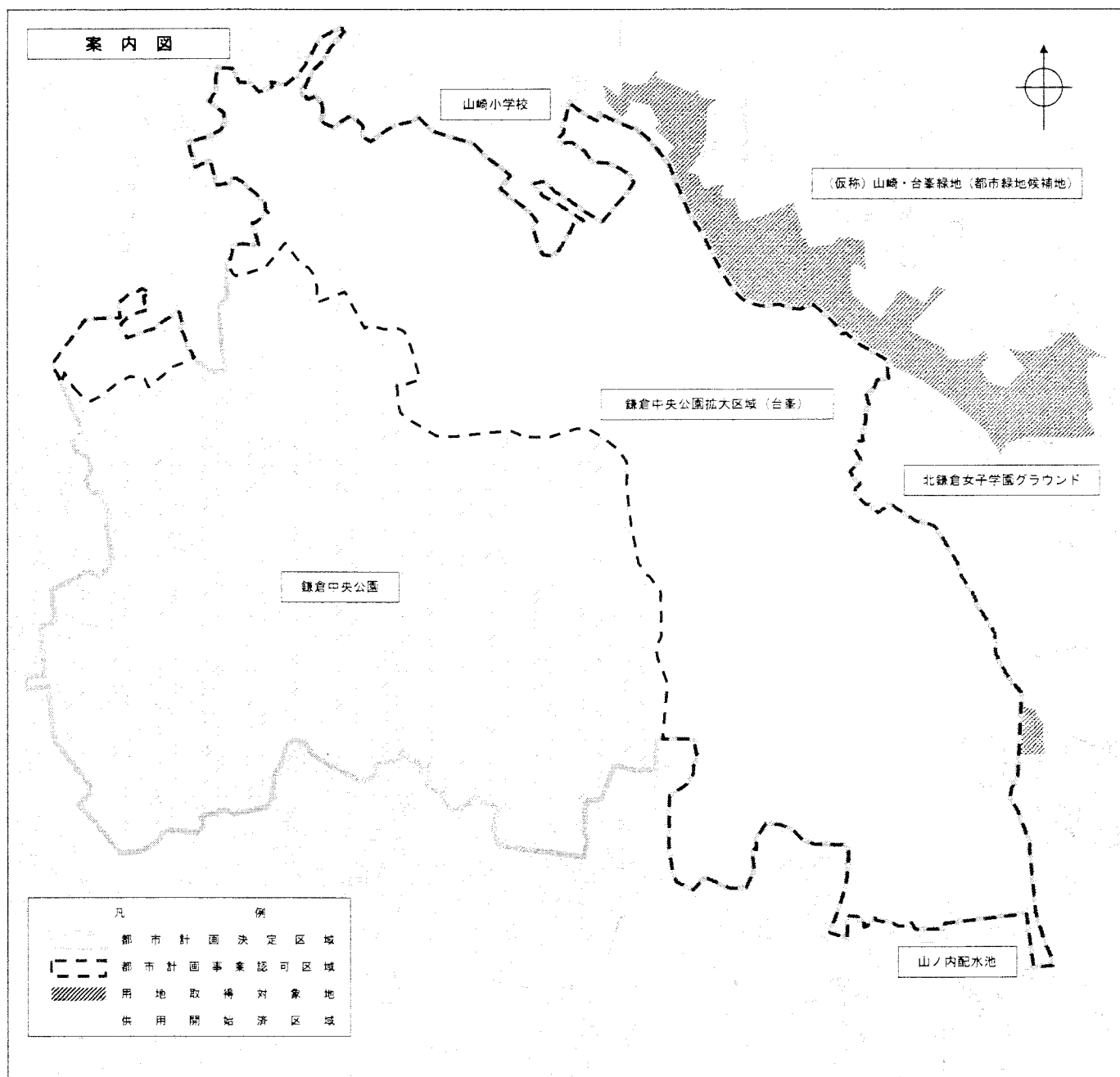
鎌倉市長 松 尾 崇

1 取 得 土 地

所 在 地 番	地 目	公 簿 面 積	取 得 面 積
鎌倉市台字西ノ台1695番2外75筆	山林外	29,517.00㎡ (約8,928.9坪)	29,517.00㎡ (約8,928.9坪)

2 取 得 価 格 622,808,700円

3 所 有 者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市土地開発公社





指定管理者の指定について

鎌倉市腰越漁港の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市腰越漁港

2 指定管理者となる団体

鎌倉市腰越二丁目 9 番 1 号

腰越漁業協同組合

代表理事組合長 池 田 利 男

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

議案第 77 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成27年9月8日、[REDACTED]で発生した緑地
管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 110,160円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 78 号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、議員の期末手当
支給割合の引上げを行うものである。

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{212.5}{100}$ 」を「 $\frac{222.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{197.5}{100}$ 」を「 $\frac{202.5}{100}$ 」に、「 $\frac{222.5}{100}$ 」を「 $\frac{217.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、平成27年11月1日から適用する。

(内払)

- 3 第1条の規定による改正前の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により平成27年11月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 79 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成28年 2 月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、市長等の期末手
当支給割合の引上げを行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{162.5}{100}$ 」を「 $\frac{167.5}{100}$ 」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項、第4項、第6項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例付則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第4条の規定による改正前の常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年3月条例第47号。以下「整備条例」という。）付則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備条例第4条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（以下「旧常勤特別職職員給与条例」という。）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{162.5}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に改める。

- 3 旧常勤特別職職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{167.5}{100}$ 」に改める。

（整備条例付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備条例第2条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

- 4 整備条例付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備条例第2条の規定による改正前の鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年12月条例第44号。以下「旧教育長給与条例」という。）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{162.5}{100}$ 」を「 $\frac{172.5}{100}$ 」に改める。

- 5 旧教育長給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{167.5}{100}$ 」に改める。

（適用）

- 6 付則第2項の規定による改正後の旧常勤特別職職員給与条例第6条第2項の規定及び付則第4項の規定による改正後の旧教育長給与条例第6条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(内払)

- 7 付則第2項の規定による改正前の旧常勤特別職職員給与条例及び付則第4項の規定による改正前の旧教育長給与条例の規定により平成27年12月1日からこの条例の公布の日の前日までの間に支払われた期末手当は、付則第2項の規定による改正後の旧常勤特別職職員給与条例及び付則第4項の規定による改正後の旧教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 80 号

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定を行
うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を
次のように改正する。

第17条第7項中「 $\frac{75}{100}$ 」を「 $\frac{85}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{75}{100}$ 」を「 $\frac{85}{100}$ 」
に、「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{115}{100}$ 」に、「 $\frac{85}{100}$ 」を「 $\frac{95}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{75}{100}$ 」を「 $\frac{85}{100}$ 」
に、「 $\frac{35}{100}$ 」を「 $\frac{40}{100}$ 」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第6条)

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	190,400	226,600	260,100	286,400	317,200	361,500	469,700
	2	141,400	192,200	228,200	262,100	288,600	319,400	364,100	
	3	142,600	194,000	229,700	263,900	290,900	321,700	366,600	
	4	143,700	195,800	231,300	266,000	293,100	323,900	369,200	
	5	144,800	197,400	232,800	267,900	295,100	326,200	371,300	
	6	145,900	199,200	234,500	269,800	297,400	328,200	373,800	
	7	147,000	201,000	236,000	271,800	299,700	330,400	376,100	
	8	148,100	202,800	237,600	273,900	302,000	332,600	378,600	
	9	149,200	204,500	239,100	276,000	304,100	334,700	381,100	
	10	150,600	206,300	240,600	278,000	306,400	336,900	383,800	
	11	151,900	208,100	242,200	280,100	308,600	339,000	386,400	
	12	153,200	209,900	243,700	282,200	310,900	341,200	389,100	
	13	154,500	211,300	245,200	284,200	313,100	343,200	391,500	
	14	156,000	213,100	246,700	286,300	315,200	345,200	393,800	
	15	157,500	214,800	248,100	288,300	317,400	347,300	396,000	
	16	159,100	216,600	249,500	290,400	319,500	349,300	398,400	
	17	160,400	218,300	251,000	292,400	321,600	351,200	400,200	
	18	161,900	220,000	252,800	294,400	323,600	353,200	402,200	
	19	163,400	221,600	254,500	296,500	325,700	355,000	404,100	
	20	164,900	223,200	256,300	298,500	327,700	356,900	405,900	
	21	166,300	224,700	258,000	300,600	329,700	358,900	407,800	
	22	169,000	226,400	259,800	302,700	331,800	360,800	409,600	
	23	171,600	228,000	261,600	304,700	333,800	362,800	411,400	
	24	174,200	229,600	263,300	306,800	335,900	364,700	413,300	
	25	176,900	231,000	265,300	308,600	337,500	366,700	415,100	
	26	178,600	232,500	267,200	310,700	339,400	368,600	416,600	
	27	180,300	234,000	269,000	312,800	341,300	370,600	418,100	
	28	182,000	235,300	270,900	314,800	343,200	372,600	419,700	
	29	183,500	236,600	272,600	316,800	344,900	374,100	421,300	
	30	185,300	237,800	274,500	318,800	346,800	375,900	422,600	
	31	187,100	238,900	276,400	320,900	348,700	377,700	423,900	
	32	188,800	240,100	278,200	323,000	350,500	379,300	425,100	
	33	190,400	241,400	279,900	324,500	352,400	381,100	426,300	
	34	191,900	242,700	281,800	326,500	354,200	382,500	427,600	
	35	193,400	243,900	283,600	328,400	356,000	384,000	428,900	
	36	194,900	245,200	285,500	330,500	357,700	385,600	430,100	
	37	196,200	246,200	287,200	332,400	359,100	387,000	431,300	
	38	197,500	247,600	288,900	334,300	360,400	388,200	432,100	
	39	198,800	249,100	290,700	336,300	361,800	389,400	432,900	
	40	200,100	250,600	292,500	338,200	363,200	390,500	433,700	
	41	201,400	252,000	294,200	340,100	364,500	391,600	434,300	
	42	202,700	253,400	295,900	342,000	365,400	392,800	435,000	

43	204, 000	254, 800	297, 600	343, 800	366, 500	394, 000	435, 700
44	205, 300	256, 200	299, 200	345, 700	367, 600	395, 100	436, 400
45	206, 500	257, 400	300, 900	347, 200	368, 400	395, 800	437, 200
46	207, 800	258, 700	302, 600	348, 600	369, 300	396, 500	438, 000
47	209, 100	260, 100	304, 200	350, 100	370, 200	397, 200	438, 400
48	210, 400	261, 500	305, 900	351, 600	371, 100	397, 900	439, 100
49	211, 500	262, 800	307, 100	353, 200	372, 000	398, 500	439, 700
50	212, 600	263, 900	308, 600	354, 000	372, 800	399, 100	440, 400
51	213, 600	265, 200	310, 100	355, 200	373, 600	399, 600	441, 100
52	214, 700	266, 500	311, 700	356, 200	374, 400	400, 300	441, 900
53	215, 800	267, 600	313, 300	357, 100	375, 100	401, 000	442, 500
54	216, 800	268, 700	314, 900	358, 200	375, 800	401, 700	443, 300
55	217, 700	270, 000	316, 500	359, 100	376, 500	402, 400	444, 100
56	218, 700	271, 300	318, 000	360, 200	377, 200	402, 900	444, 700
57	219, 400	272, 400	319, 500	361, 100	377, 700	403, 500	445, 300
58	220, 300	273, 400	320, 700	361, 800	378, 300	404, 100	446, 000
59	221, 200	274, 500	321, 900	362, 500	378, 900	404, 700	446, 800
60	222, 100	275, 600	323, 100	363, 200	379, 600	405, 300	447, 600
61	222, 800	276, 800	323, 800	363, 600	380, 000	405, 800	448, 200
62	223, 800	277, 800	324, 700	364, 200	380, 700	406, 500	448, 900
63	224, 700	278, 700	325, 500	364, 900	381, 300	407, 100	449, 600
64	225, 600	279, 700	326, 300	365, 600	381, 900	407, 600	450, 300
65	226, 300	280, 500	327, 200	365, 900	382, 300	407, 900	451, 100
66	227, 200	281, 400	327, 600	366, 600	382, 900	408, 500	
67	228, 100	282, 100	328, 300	367, 300	383, 500	409, 200	
68	229, 200	283, 000	329, 100	368, 000	384, 100	409, 700	
69	230, 000	284, 000	329, 900	368, 300	384, 500	410, 200	
70	230, 700	284, 800	330, 600	368, 900	385, 000	410, 900	
71	231, 400	285, 600	331, 300	369, 600	385, 500	411, 600	
72	232, 200	286, 400	332, 000	370, 200	386, 100	412, 300	
73	233, 000	287, 200	332, 500	370, 500	386, 400	412, 700	
74	233, 700	287, 700	333, 100	371, 100	387, 100	413, 400	
75	234, 400	288, 100	333, 600	371, 800	387, 800	414, 100	
76	235, 100	288, 600	334, 200	372, 400	388, 300	414, 800	
77	235, 800	288, 700	334, 500	372, 800	388, 600	415, 300	
78	236, 600	289, 100	335, 000	373, 300	389, 300	416, 000	
79	237, 400	289, 300	335, 400	373, 900	390, 000	416, 700	
80	238, 200	289, 700	335, 900	374, 400	390, 700	417, 400	
81	238, 900	289, 900	336, 300	374, 900	391, 200	417, 900	
82	239, 600	290, 100	336, 800	375, 500	391, 900	418, 600	
83	240, 300	290, 500	337, 300	376, 000	392, 600	419, 300	
84	241, 000	290, 800	337, 800	376, 300	393, 200	420, 000	
85	241, 700	291, 100	338, 100	376, 800	393, 700	420, 500	
86	242, 400	291, 400	338, 500	377, 400	394, 300	421, 200	
87	243, 100	291, 700	339, 000	378, 000	394, 900	421, 900	
88	243, 800	292, 100	339, 400	378, 600	395, 500	422, 600	

89	244,500	292,400	339,700	379,200	396,200	423,100
90	245,000	292,800	340,100	379,800	396,800	423,800
91	245,500	293,100	340,600	380,400	397,400	424,500
92	246,000	293,500	341,000	381,000	398,000	425,200
93	246,300	293,600	341,200	381,700	398,700	425,700
94		293,800	341,600	382,300	399,300	
95		294,200	342,100	382,900	399,900	
96		294,600	342,500	383,500	400,500	
97		294,800	342,600	384,200	401,200	
98		295,100	343,100	384,800	401,800	
99		295,500	343,500	385,400	402,400	
100		295,900	343,800	386,000	403,000	
101		296,100	344,100	386,700	403,700	
102		296,400	344,500	387,300		
103		296,800	344,900	387,900		
104		297,100	345,300	388,500		
105		297,300	345,800	389,200		
106		297,600	346,200			
107		298,000	346,600			
108		298,300	347,000			
109		298,500	347,500			
110		298,900	347,900			
111		299,300	348,200			
112		299,600	348,500			
113		299,700	349,000			
114		300,000	349,400			
115		300,300	349,700			
116		300,700	350,000			
117		300,900	350,500			
118		301,100	350,900			
119		301,400	351,200			
120		301,700	351,500			
121		302,100	352,000			
122		302,300	352,400			
123		302,600	352,700			
124		302,900	353,000			
125		303,200	353,500			
126			353,900			
127			354,200			
128			354,500			
129			355,000			
130			355,400			
131			355,700			
132			356,000			
133			356,500			
134			356,900			

	135			357,200					
	136			357,500					
	137			358,000					
再任用 職員		186,700	247,700	254,200	273,600	288,700	314,100	355,800	388,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第6条）

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	134,200	177,800	190,400	223,600	260,100
	2	135,200	179,300	192,200	225,500	262,100
	3	136,200	180,800	194,000	227,400	263,900
	4	137,300	182,300	195,800	229,300	266,000
	5	138,100	183,700	197,400	231,200	267,900
	6	139,100	185,200	199,200	233,100	269,800
	7	140,100	186,600	201,000	235,000	271,800
	8	141,100	188,000	202,800	236,900	273,900
	9	142,200	189,400	204,500	238,800	276,000
	10	143,400	190,600	206,300	240,700	278,000
	11	144,600	191,900	208,100	242,600	280,100
	12	145,800	193,000	209,900	244,500	282,200
	13	146,900	194,200	211,300	246,400	284,200
	14	148,100	195,300	213,100	248,300	286,300
	15	149,300	196,400	214,800	250,200	288,300
	16	150,500	197,500	216,600	252,100	290,400
	17	151,700	199,500	218,300	254,000	292,400
	18	153,200	200,900	220,000	255,900	294,400
	19	154,700	202,300	221,600	257,800	296,500
	20	156,200	203,600	223,200	259,700	298,500
	21	157,600	204,900	226,600	261,600	300,600
	22	159,100	206,300	228,200	263,500	302,700
	23	160,600	207,700	229,700	265,400	304,700
	24	162,100	209,100	231,300	267,300	306,800
	25	163,600	210,500	232,800	269,200	308,600
	26	165,400	212,100	234,500	271,100	310,700
	27	167,200	213,700	236,000	273,000	312,800
	28	169,000	215,100	237,600	274,900	314,800
	29	170,800	216,400	239,100	276,800	316,800
	30	172,500	217,900	240,600	278,700	318,800
	31	174,200	219,400	242,200	280,500	320,900
	32	175,900	220,700	243,700	282,400	323,000
	33	177,800	221,800	245,200	284,200	324,500
	34	179,300	222,600	246,700	286,000	326,500
	35	180,800	223,500	248,100	287,700	328,400
	36	182,300	224,500	249,500	289,600	330,500
	37	183,700	225,400	251,000	291,300	332,400
	38	185,200	226,900	252,800	293,100	334,300
	39	186,600	228,200	254,500	294,800	336,300
	40	188,000	229,300	256,300	296,600	338,200
	41	189,400	230,800	258,000	298,200	340,100
	42	190,600	232,100	259,800	299,900	342,000
	43	191,900	233,400	261,600	301,500	343,800
	44	193,000	234,700	263,300	303,000	345,700

45	194, 200	235, 900	265, 300	304, 600	347, 200
46	195, 300	237, 100	267, 200	306, 200	348, 600
47	196, 400	238, 400	269, 000	307, 900	350, 100
48	197, 500	239, 700	270, 900	309, 600	351, 600
49	198, 600	240, 800	272, 600	310, 900	353, 200
50	199, 700	242, 100	274, 500	312, 300	354, 000
51	200, 700	243, 300	276, 400	313, 700	355, 200
52	201, 700	244, 500	278, 200	315, 200	356, 200
53	202, 700	245, 800	279, 900	316, 600	357, 100
54	203, 800	247, 100	281, 800	318, 100	358, 200
55	204, 900	248, 400	283, 600	319, 500	359, 100
56	205, 900	249, 700	285, 500	320, 900	360, 200
57	206, 800	250, 800	287, 200	322, 500	361, 100
58	207, 700	252, 100	288, 900	323, 700	361, 800
59	208, 400	253, 300	290, 700	325, 000	362, 500
60	209, 300	254, 600	292, 500	326, 200	363, 200
61	210, 200	255, 500	294, 200	327, 300	363, 600
62	211, 400	256, 600	295, 900	328, 200	364, 200
63	212, 400	257, 800	297, 600	329, 300	364, 900
64	213, 300	258, 900	299, 200	330, 400	365, 600
65	214, 000	260, 100	300, 900	331, 500	365, 900
66	215, 200	261, 300	302, 600	332, 600	366, 600
67	216, 300	262, 500	304, 200	333, 600	367, 300
68	217, 500	263, 500	305, 900	334, 600	368, 000
69	218, 500	264, 600	307, 100	335, 600	368, 300
70	219, 700	265, 700	308, 600	336, 600	368, 900
71	220, 900	266, 900	310, 100	337, 600	369, 600
72	222, 000	268, 100	311, 700	338, 600	370, 200
73	223, 000	269, 100	313, 300	339, 500	370, 500
74	224, 200	270, 100	314, 900	340, 500	371, 100
75	225, 300	271, 200	316, 500	341, 500	371, 800
76	226, 400	272, 200	318, 000	342, 500	372, 400
77	227, 500	273, 300	319, 500	343, 400	372, 800
78	228, 600	274, 400	320, 700	344, 300	373, 300
79	229, 700	275, 400	321, 900	345, 200	373, 900
80	230, 800	276, 500	323, 100	346, 000	374, 400
81	231, 900	277, 400	323, 800	346, 800	374, 900
82	233, 000	278, 200	324, 700	347, 600	375, 500
83	234, 100	279, 000	325, 500	348, 400	376, 000
84	235, 300	279, 800	326, 300	349, 100	376, 300
85	236, 400	280, 700	327, 200	349, 800	376, 800
86	237, 400		327, 600	350, 600	377, 400
87	238, 300		328, 300	351, 400	378, 000
88	239, 300		329, 100	352, 100	378, 600
89	240, 300		329, 900	352, 800	379, 200
90			330, 600	353, 500	379, 800
91			331, 300	354, 200	380, 400
92			332, 000	354, 900	381, 000
93			332, 500	355, 500	381, 700
94			333, 100	356, 000	382, 300

	95			333,600	356,500	382,900
	96			334,200	357,000	383,500
	97			334,500	357,400	384,200
	98			335,000	358,000	384,800
	99			335,400	358,600	385,400
	100			335,900	359,000	386,000
	101			336,300	359,600	386,700
	102			336,800	360,200	387,300
	103			337,300	360,800	387,900
	104			337,800	361,200	388,500
	105			338,100	361,800	389,200
	106			338,500	362,400	
	107			339,000	363,000	
	108			339,400	363,400	
	109			339,700	364,000	
	110			340,100	364,600	
	111			340,600	365,200	
	112			341,000	365,600	
	113			341,200	366,200	
	114			341,600	366,800	
	115			342,100	367,400	
	116			342,500	367,800	
	117			342,600	368,400	
	118			343,100	369,000	
	119			343,500	369,600	
	120			343,800	370,000	
	121			344,100	370,600	
	122			344,500		
	123			344,900		
	124			345,300		
	125			345,800		
	126			346,200		
	127			346,600		
	128			347,000		
	129			347,500		
再任用 職員		192,600	244,400	249,300	254,200	273,600

備考 この表は、技能労務職に適用する。

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第7項中「 $\frac{85}{100}$ 」を「 $\frac{80}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{85}{100}$ 」を「 $\frac{80}{100}$ 」に、「 $\frac{115}{100}$ 」を「 $\frac{110}{100}$ 」に、「 $\frac{95}{100}$ 」を「 $\frac{90}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{85}{100}$ 」を「 $\frac{80}{100}$ 」に、「 $\frac{40}{100}$ 」を「 $\frac{37.5}{100}$ 」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「370,000」を「371,000」に、「418,000」を「419,000」に、「470,000」を「471,000」に、「531,000」を「532,000」に、「606,000」を「607,000」に改める。

第6条第2項中「 $\frac{155}{100}$ 」を「 $\frac{157.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第17条の規定は同年12月1日から適用する。
(内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 81 号

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部
改正に伴い、年金補償及び休業補償との調整の規定を改めるもので
ある。

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第20項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害補償年金	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84

遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

付則第21項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）付則第20項及び第21項の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 改正前の鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧条例」という。）付則第20項及び第21項の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。
- 4 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す

る法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条の規定により支給される障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条の規定により支給される障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例付則第20項の規定は、適用しない。

議案第 82 号

鎌倉市中小企業融資条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市中小企業融資条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

融資の対象に特定非営利活動法人を追加するものである。

鎌倉市中小企業融資条例の一部を改正する条例

鎌倉市中小企業融資条例（平成元年３月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第２条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

- ４ この条例において「特定非営利活動法人」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項第６号に規定する者をいう。

第４条第１項各号列記以外の部分中「及び中小企業団体」を「、中小企業団体及び特定非営利活動法人」に改め、同条第３項中「中小企業者」の次に「及び特定非営利活動法人」を加える。

付 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の鎌倉市中小企業融資条例の規定は、施行日以後の申込みに係る融資について適用し、施行日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

議案第 83 号

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

下水道法の一部改正に伴い、規定の整備及び下水道暗きょ使用に関する規定の追加等を行うものである。

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例

鎌倉市下水道条例(昭和46年6月条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を第15号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。

第2条に次の3号を加える。

(16) 量水標等物件 水防法(昭和24年法律第193号)第2条第7項に規定する量水標等又は下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「政令」という。)第17条の2第1号に規定する工作物をいう。

(17) 電線等 法第24条第3項第3号ロに規定する電線又は政令第17条の2第2号に規定する工作物をいう。

(18) 熱交換器等 法第24条第3項第3号ハに規定する熱交換器又は政令第17条の2第3号に規定する工作物をいう。

第4条第3項を削る。

第7条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に掲げる基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

第7条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、市長が、それらの特定事業場から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水量の4分の1以上であると認めたとき、当該終末処理場に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認めたとき、その他やむを得ない理由があると認めたときは、次に掲げる基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満

(4) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満

- 3 前2項の規定にかかわらず、特定事業場から排除される下水が河川その他の公共水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合に、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、又は神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)により、当該下水について第1項に規定する水質基準(前項の規定が適用される場合にあつて

は、同項に規定する水質基準。以下この項において同じ。)より緩やかな水質の排除基準が適用されるときは、当該下水に係る第1項に規定する水質基準は、その緩やかな水質基準とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「使用者は、次に定める」を「次に掲げる」に、「ものは」を「ものを」に、「排除するとき」を「排除して公共下水道を使用する者」に改め、同項第1号中「下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 製造業又はガス供給業の用に供する施設から継続して下水を排除して公共下水道を使用する場合で、市長が、それらの施設から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水量の4分の1以上であると認めたとき、当該終末処理場に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認めたとき、その他やむを得ない理由があると認めたときの第1項第2号から第6号までに掲げる基準については、これらの規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 温度 40度未満

(2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満

(3) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満

(4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満

(5) 浮遊物質量 1リットルにつき300ミリグラム未満

第8条の次に次の4条を加える。

(除害施設の設置に関する届出)

第8条の2 除害施設の新設等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該新設等に係る工事の計画を市長に届け出て、確認を受けなければならない。計画を変更しようとするときも同様とする。

2 前項に規定する工事が完成したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 公共下水道に排水設備を接続する際、既に除害施設を設置している者は、当該接続工事着手前に除害施設の構造等を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

4 第1項又は前項の規定による届出をした者は、除害施設の使用を休止し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第8条の3 除害施設を設置した者は、氏名、名称、住所又は所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第8条の4 除害施設を設置した者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(水質管理責任者の選任)

第8条の5 特定施設又は除害施設を設置した者は、規則で定めるところにより、当該施設の維持管理業務を行う水質管理責任者を選任し、延滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。水質管理責任者を変更したときも同様とする。

第9条第1項中「使用者は、前条第1項の規定により除害施設を設けたときは、規則で定めるところにより、当該除害」を「特定施設又は除害施設を設置した者（以下「施設設置者」という。）は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）及び規則で定めるところにより、当該」に改め、同条第2項中「使用者」を「施設設置者」に改める。

第10条第2項を削る。

第19条第1項中「物件」の次に「(量水標等物件、電線等及び熱交換器等を除く。)」を加える。

第28条第1項中「電線（法第24条第3項に規定する電線をいう。以下同じ。）又は政令第17条の3に規定する物件（以下「電線等」という。）」を「量水標等物件、電線等又は熱交換器等（以下「量水標等物件等」という。）」に改める。

第29条第1項中「電線等」を「量水標等物件等」に改める。

第30条を次のように改める。

(量水標等物件等の設置に係る許可の基準)

第30条 市長は、量水標等物件等の設置に係る前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準のすべてに適合するときは、当該使用を許可することができる。ただし、第10号の基準にあつては電線等に、第11号の基準にあつては熱交換器等に限り適用する。

(1) 前条第1項の許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）が設置し、又は敷設しようとする量水標等物件等が以下の技術的基準に適合すること。ただし、カ及びキの基準は、熱交換器等に限り適用する。

ア 設置し、又は敷設する箇所が下水の排除及び暗きよの管理上支障のな

い箇所であること。

イ 設置し、又は敷設する暗きよの断面積に占める量水標等物件等の断面積の割合（電線等にあつては、当該断面積の割合及び電線の本数）が下水の排除及び暗きよの管理上支障のないものであること。

ウ 構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であつて、耐久性、耐しよく性及び耐水性のあるものであること。

エ 設置又は敷設により砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積し下水の排除に著しい支障が生じることがないものであること。

オ 原則として電圧のかからないものであること。

カ 地震によつて公共下水道による下水の排除に支障が生じないよう可とう継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

キ 温度が過度に上昇し、又は低下する場合には、耐熱材等を設けること。

(2) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

ア 公共下水道の管きよを一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

イ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

(3) その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

(4) 許可申請者による設置若しくは敷設に係る工事又は維持管理の方法が、市長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

(5) 許可申請者がその責めに帰すべき事由により暗きよの使用に係る許可の取消しを受けたこと（許可の取消しを受けた法人において、当該取消しがあつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であつたことを含む。）がないこと。

(6) 許可申請者が法人である場合、その役員のうち前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

(7) 許可申請者が個人である場合、その支配人の中に第5号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

(8) 許可申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。

(9) 暗きよの使用が道路法（昭和27年法律第180号）その他の公物管理に關す

る法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等を含む。）の取得が可能であると見込まれること。

(10) 使用の申請に係る暗きよにおいて下水道の管理その他の公共目的の電線等を敷設する具体的な計画があり、電線等を複数敷設することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的な敷設が可能であると見込まれること。

(11) 熱交換器等の内部を流れる熱源水は、公共下水道に当該熱源水が流入した場合であつても、公共下水道の維持管理上著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

第40条を次のように改める。

（排除の停止又は制限）

第40条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

第44条第1項中「市内に居住しないとき又は市長が必要と認める」を「事故その他の理由により、この条例に定める必要な手続を自ら行うことが困難である」に、「市内に居住する者を代理人と」を「代理人を選定」に改める。

別表第2中

「			を
	外径が1メートル以上のもの	2,060	
」			
「			に
	外径が1メートル以上のもの	2,060	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,520	
」			

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

平成27年度鎌倉市一般会計
補正予算（第5号）

平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,535,974千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	市税	35,496,524	31,956	35,528,480
	5 市民税	17,692,380	△86,499	17,605,881
	10 固定資産税	13,475,170	96,424	13,571,594
	15 軽自動車税	107,844	5,176	113,020
	20 市たばこ税	858,875	2,058	860,933
	25 特別土地保有税	548	51	599
	30 都市計画税	3,361,707	14,746	3,376,453
10	地方譲与税	277,000	5,001	282,001
	8 地方揮発油譲与税	89,000	△10,000	79,000
	10 自動車重量譲与税	188,000	15,000	203,000
	15 地方道路譲与税	0	1	1
15	利子割交付金	71,000	△5,000	66,000
	5 利子割交付金	71,000	△5,000	66,000
33	地方特例交付金	109,000	△15,654	93,346
	5 地方特例交付金	109,000	△15,654	93,346
35	地方交付税	20,000	132,000	152,000
	5 地方交付税	20,000	132,000	152,000
40	交通安全対策特別交付金	25,000	△4,000	21,000
	5 交通安全対策特別交付金	25,000	△4,000	21,000
50	使用料及び手数料	1,324,108	△4,764	1,319,344
	5 使用料	524,419	△8,079	516,340
	10 手数料	777,389	3,315	780,704
55	国庫支出金	7,551,093	△13,381	7,537,712
	5 国庫負担金	5,525,613	△159,406	5,366,207
	10 国庫補助金	1,995,306	146,025	2,141,331
60	県支出金	3,064,829	17,359	3,082,188

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 県負担金	2,011,202	△16,403	1,994,799
	10 県補助金	653,876	40,660	694,536
	15 委託金	399,751	△6,898	392,853
65	財産収入	164,962	389,647	554,609
	5 財産運用収入	63,002	△6,183	56,819
	10 財産売却収入	101,960	395,830	497,790
70	寄附金	86,266	94,151	180,417
	5 寄附金	86,266	94,151	180,417
75	繰入金	1,781,362	△1,089,018	692,344
	5 基金繰入金	1,779,362	△1,165,442	613,920
	10 他会計繰入金	2,000	76,424	78,424
80	繰越金	1,024,544	1,102,803	2,127,347
	5 繰越金	1,024,544	1,102,803	2,127,347
85	諸収入	2,364,473	35,321	2,399,794
	5 延滞金加算金及び過料	78,001	40,000	118,001
	25 雑入	747,072	△4,679	742,393
90	市債	4,903,900	△81,800	4,822,100
	5 市債	4,903,900	△81,800	4,822,100
歳 入 合 計		61,941,353	594,621	62,535,974

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	議会費	462,748	△1,436	461,312
	5 議会費	462,748	△1,436	461,312
10	総務費	6,779,389	1,863,834	8,643,223
	5 総務管理費	5,129,357	1,927,188	7,056,545
	10 徴税費	755,244	△61,274	693,970
	15 戸籍住民基本台帳費	656,757	6,789	663,546
	20 選挙費	83,891	△6,567	77,324
	25 統計調査費	97,534	348	97,882
	30 監査委員費	56,606	△2,650	53,956
15	民生費	22,953,215	△769,169	22,184,046
	5 社会福祉費	12,066,346	△471,442	11,594,904
	10 児童福祉費	8,748,300	△140,699	8,607,601
	15 生活保護費	2,137,243	△157,028	1,980,215
20	衛生費	6,337,684	△80,839	6,256,845
	5 保健衛生費	1,672,313	△61,086	1,611,227
	10 清掃費	4,396,855	△11,814	4,385,041
	15 環境対策費	268,516	△7,939	260,577
25	労働費	95,017	716	95,733
	5 労働諸費	95,017	716	95,733
30	農林水産業費	115,606	△26,491	89,115
	5 農業水産業費	115,606	△26,491	89,115
35	商工費	622,134	△3,268	618,866
	5 商工費	622,134	△3,268	618,866
40	観光費	195,038	△604	194,434
	5 観光費	195,038	△604	194,434
45	土木費	7,569,512	△94,901	7,474,611

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 土木管理費	1,424,855	279	1,425,134
	10 道路橋りょう費	883,782	△10,812	872,970
	15 河川費	77,556	△15,379	62,177
	20 都市計画費	4,975,276	△67,197	4,908,079
	25 住宅費	208,043	△1,792	206,251
50	消防費	2,591,845	3,337	2,595,182
	5 消防費	2,591,845	3,337	2,595,182
55	教育費	9,223,199	△247,936	8,975,263
	5 教育総務費	1,319,188	△5,432	1,313,756
	10 小学校費	1,244,703	△16,628	1,228,075
	15 中学校費	4,327,567	△78,613	4,248,954
	20 社会教育費	1,943,521	△124,348	1,819,173
	25 保健体育費	388,220	△22,915	365,305
60	公債費	3,916,177	△28,488	3,887,689
	5 公債費	3,916,177	△28,488	3,887,689
65	諸支出金	1,029,789	△20,134	1,009,655
	5 土地開発公社費	1,029,789	△20,134	1,009,655
歳 出 合 計		61,941,353	594,621	62,535,974

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 総務費	05 総管理費	分旧解 庁 舎セ 及 タ ビ業 教育体 ン事	千円		千円	千円		千円
				26	41,028		26	41,028
			89,306	27	48,278	69,502	27	24,558
				28	—		28	3,916
50 消防費	05 消防費	鎌倉改 倉越 消防 署所業 築 出張 事	363,432	27	181,716	379,784	27	181,716
				28	181,716		28	198,068

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	05 総務管理費	避難対策推進事業	3,116
10 総務費	05 総務管理費	地方公共団体 情報セキュリティ強化対策事業	99,071
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全対策施設事業 (市道 055 - 000 号線)	9,234
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 (市道 005 - 000 号線)	12,960
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 (市道 025 - 068 号線)	8,640
45 土木費	20 都市計画費	景観計画改定事業	3,780
55 教育費	15 中学校費	玉縄中学校屋外業 非常階段改修事業	32,984

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備事業費	千円 147,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 124,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
清掃施設整備事業費	109,500	同 上	同 上	同 上	128,500	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	57,000	同 上	同 上	同 上	78,000	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	894,400	同 上	同 上	同 上	863,300	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	260,600	同 上	同 上	同 上	192,900	同 上	同 上	同 上
合 計	4,903,900				4,822,100			

議案第 85 号

平成27年度鎌倉市一般会計
補正予算（第6号）

平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
道路維持修繕事業費 (市道 205-164 号線)	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	千円 15,423
道路維持修繕事業費 (市道 011-021 号線)	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	3,000

平成27年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第2号）

平成27年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ464,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,810,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	使用料及び手数料	2,641,380	△38,591	2,602,789
	5 使用料	2,640,641	△38,591	2,602,050
15	国庫支出金	302,525	△115,771	186,754
	5 国庫補助金	302,525	△115,771	186,754
25	繰入金	2,265,800	36,047	2,301,847
	5 他会計繰入金	2,265,800	36,047	2,301,847
30	繰越金	204,000	△178,409	25,591
	5 繰越金	204,000	△178,409	25,591
35	諸収入	11,228	3,824	15,052
	10 貸付金元金収入	2,973	612	3,585
	15 雑入	8,245	3,212	11,457
40	市債	1,841,900	△171,100	1,670,800
	5 市債	1,841,900	△171,100	1,670,800
歳 入 合 計		7,274,300	△464,000	6,810,300

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	1,880,574	△55,469	1,825,105
	5 下水道総務費	1,880,574	△55,469	1,825,105
10	事業費	1,062,126	△392,073	670,053
	5 下水道整備費	1,062,126	△392,073	670,053
15	公債費	4,326,600	△16,458	4,310,142
	5 公債費	4,326,600	△16,458	4,310,142
歳 出 合 計		7,274,300	△464,000	6,810,300

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
05 総務費	05 下水道総務費	公共下水道(汚水)維持修繕事業 (大船西枝線)	2,409
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道極楽寺 ポンプ場建設事業	28,000
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道東部 ポンプ場建設事業	33,600
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道南部 ポンプ場建設事業	12,300
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道山崎下水道終末処理場 (汚泥焼却設備)建設事業	13,000

第3表 債務負担行為補正

1 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
公共下水道山崎下水道終末 処理場（汚泥焼却設備） 建 設 事 業 費		千円		千円
	平成28年度から 平成29年度まで	2,074,500	平成28年度から 平成29年度まで	2,258,298

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 費	千円 1,841,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、 利率見直し方式で借入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,670,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、 利率見直し方式で借入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

平成27年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第1号）

平成27年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成28年 2 月10日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	繰入金	65,509	△14,875	50,634
	5 他会計繰入金	65,509	△14,875	50,634
15	繰越金	2,000	3,175	5,175
	5 繰越金	2,000	3,175	5,175
歳 入 合 計		73,700	△11,700	62,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	事業費	71,700	△11,700	60,000
	5 事業費	71,700	△11,700	60,000
歳 出 合 計		73,700	△11,700	62,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
05 事業費	05 事業費	大船駅東口再開発事業区域内 汚水管渠整備事業	7,722

議案第 88 号

平成27年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）

平成27年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ514,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,024,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	国民健康保険料	4,602,784	△116,979	4,485,805
	5 国民健康保険料	4,602,784	△116,979	4,485,805
20	国庫支出金	3,336,562	△26,148	3,310,414
	5 国庫負担金	3,252,046	△26,745	3,225,301
	10 国庫補助金	0	597	597
25	療養給付費交付金	533,786	△152,972	380,814
	5 療養給付費交付金	533,786	△152,972	380,814
27	前期高齢者交付金	5,648,682	230,465	5,879,147
	5 前期高齢者交付金	5,648,682	230,465	5,879,147
30	県支出金	1,026,427	△29,885	996,542
	3 県負担金	155,534	△29,885	125,649
40	繰入金	1,961,171	32,579	1,993,750
	5 他会計繰入金	1,961,170	32,579	1,993,749
45	繰越金	20,000	566,052	586,052
	5 繰越金	20,000	566,052	586,052
50	諸収入	10,013	10,888	20,901
	5 延滞金及び過料	901	9,312	10,213
	10 雑入	9,112	1,576	10,688
歳 入 合 計		21,510,500	514,000	22,024,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	264,647	△12,731	251,916
	5 総務管理費	179,679	△15,464	164,215
	10 徴収費	84,356	2,733	87,089
10	保険給付費	12,651,551	479,570	13,131,121
	5 療養諸費	11,284,270	318,412	11,602,682
	10 高額療養費	1,273,043	161,158	1,434,201
	15 移送費	400	0	400
12	後期高齢者支援金等	2,730,734	△225,041	2,505,693
	5 後期高齢者支援金等	2,730,734	△225,041	2,505,693
14	前期高齢者納付金等	4,998	0	4,998
	5 前期高齢者納付金等	4,998	0	4,998
17	介護納付金	1,143,207	△158,644	984,563
	5 介護納付金	1,143,207	△158,644	984,563
20	共同事業拠出金	4,485,754	316,052	4,801,806
	5 共同事業拠出金	4,485,754	316,052	4,801,806
25	保健事業費	199,826	△30,889	168,937
	3 特定健康診査等事業費	184,781	△30,889	153,892
27	基金積立金	4	11	15
	5 基金積立金	4	11	15
30	諸支出金	17,611	145,672	163,283
	5 償還金利子及び還付加算金	17,611	145,672	163,283
歳 出 合 計		21,510,500	514,000	22,024,500

議案第 89 号

平成27年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第2号）

平成27年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,768,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	介護保険料	3,259,935	△4,908	3,255,027
	5 介護保険料	3,259,935	△4,908	3,255,027
15	国庫支出金	3,255,247	2,814	3,258,061
	5 国庫負担金	2,667,087	720	2,667,807
	10 国庫補助金	588,160	2,094	590,254
20	県支出金	2,194,543	△598	2,193,945
	5 県負担金	2,150,390	450	2,150,840
	15 県補助金	44,153	△1,048	43,105
25	支払基金交付金	4,156,481	137	4,156,618
	5 支払基金交付金	4,156,481	137	4,156,618
30	財産収入	1,886	△308	1,578
	5 財産運用収入	1,886	△308	1,578
40	繰入金	2,555,647	△13,891	2,541,756
	5 一般会計繰入金	2,286,600	△18,220	2,268,380
	10 基金繰入金	269,047	4,329	273,376
45	繰越金	7,595	353,954	361,549
	5 繰越金	7,595	353,954	361,549
歳 入 合 計		15,431,400	337,200	15,768,600

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	363,736	△21,002	342,734
	5 総務管理費	363,736	△21,002	342,734
10	保険給付費	14,823,000	3,600	14,826,600
	5 介護サービス等諸費	14,823,000	3,600	14,826,600
12	地域支援事業費	234,177	△3,113	231,064
	5 地域支援事業費	234,177	△3,113	231,064
25	基金積立金	2,686	186,162	188,848
	5 基金積立金	2,686	186,162	188,848
30	諸支出金	7,601	171,553	179,154
	5 償還金及び還付加算金	7,601	171,553	179,154
歳 出 合 計		15,431,400	337,200	15,768,600

平成27年度鎌倉市後期高齢者医療事業

特別会計補正予算（第1号）

平成27年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,112,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	後期高齢者医療保険料	2,983,061	△21,595	2,961,466
	5 後期高齢者医療保険料	2,983,061	△21,595	2,961,466
10	繰入金	2,037,672	△51,312	1,986,360
	5 一般会計繰入金	2,037,672	△51,312	1,986,360
15	繰越金	2,000	136,907	138,907
	5 繰越金	2,000	136,907	138,907
歳 入 合 計		5,048,400	64,000	5,112,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	115,805	△11,047	104,758
	5 総務管理費	115,805	△11,047	104,758
10	広域連合納付金	4,917,595	66,842	4,984,437
	5 広域連合納付金	4,917,595	66,842	4,984,437
15	諸支出金	13,000	8,205	21,205
	10 繰出金	1,000	8,205	9,205
歳 出 合 計		5,048,400	64,000	5,112,400